

つくば国際大学自己点検・自己評価

2022(令和4)年度

2024(令和6)年3月

つくば国際大学

目 次

序 章	1
第 1 章 理念・目的	5
1.1. 現状説明	5
1.2. 長所・特色	9
1.3. 問題点	10
1.4. 全体のまとめ	10
第 2 章 内部質保証	11
2.1. 現状説明	11
2.2. 長所・特色	15
2.3. 問題点	15
2.4. 全体のまとめ	15
第 3 章 教育研究組織	17
3.1. 現状説明	17
3.2. 長所・特色	18
3.3. 問題点	18
3.4. 全体のまとめ	18
第 4 章 教育課程・学習成果	20
4.1. 現状説明	20
4.2. 長所・特色	31
4.3. 問題点	31
4.4. 全体のまとめ	32
第 5 章 学生の受け入れ	33
5.1. 現状説明	33
5.2. 長所・特色	39
5.3. 問題点	40
5.4. 全体のまとめ	40

第6章 教員・教員組織	42
6.1. 現状説明	42
6.2. 長所・特色	47
6.3. 問題点	48
6.4. 全体のまとめ	48
第7章 学生支援	49
7.1. 現状説明	49
7.2. 長所・特色	61
7.3. 問題点	61
7.4. 全体のまとめ	62
第8章 教育研究等環境	63
8.1. 現状説明	63
8.2. 長所・特色	71
8.3. 問題点	71
8.4. 全体のまとめ	72
第9章 社会連携・社会貢献	73
9.1. 現状説明	73
9.2. 長所・特色	74
9.3. 問題点	75
9.4. 全体のまとめ	75
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	76
10(1).1. 現状説明	76
10(1).2. 長所・特色	80
10(1).3. 問題点	80
10(1).4. 全体のまとめ	80
第2節 財務	81
10(2).1. 現状説明	81
10(2).2. 長所・特色	82
10(2).3. 問題点	82
10(2).4. 全体のまとめ	82
終章	83

序 章

1. 自己点検・自己評価の基本方針

自己点検・自己評価の目的は、これまでつくば国際大学（以下「本学」という）が目指してきた教育研究の体制や内容を点検し、実態や経緯を再確認するとともに、それぞれの結果を評価し、問題点や課題を明らかにして、今後の本学の教育研究の一層の発展に資することである。この目的のもとに、年度ごとに「自己点検・自己評価委員会（全学）」および「自己点検・自己評価委員会（学部）」によって点検・評価を実施し、報告書を作成している。

2. 自己点検・自己評価の体制と経緯

本学の自己点検・自己評価は、開学時の1994（平成6）年4月に施行された「つくば国際大学自己点検・評価規程」に則り、「自己点検・自己評価委員会（全学）」で行われてきた。2011（平成23）年度からは、学長を委員長とする自己点検・自己評価委員会（全学）の下部組織として学部別に自己点検・自己評価委員会（学部）を設置して点検・評価の充実を図ってきた。自己点検・自己評価委員会（全学）の構成は、学長、学部長、教学部長、学科長、各学科から選出された教員各1名、事務局長である。事務局の各課長・室長は委員会に出席し、報告書作成作業の補佐をしている。この自己点検・自己評価委員会（全学）はFD委員会（全学）と連携をとり、それぞれ下部組織である自己点検・自己評価委員会（学部）およびFD委員会（学部）と連携を図りながら点検・評価を行う体制をとってきた。2018（平成30）年度末をもって産業社会学部が廃止されたため、2019（令和元）年度からは全学の委員会の下に医療保健学部の委員会を置く体制で運用している。

以下に2022（令和4）年度の自己点検・自己評価委員会（全学）委員を示す（自己点検・自己評価委員会（学部）は、全学の委員会から学長と事務局を除いた者を構成員とする）。2022（令和4）年度は、医療保健学部の委員会を9回、全学の委員会を2回開催した。

<2022（令和4）年度 自己点検・自己評価委員会（全学）委員>

学長	高塚 千史	
医療保健学部長	幸田 幸直	
医療保健学部教学部長	岸本 亨	
図書館長	横山 博子	
理学療法学科	林 隆司（学科長）	高尾 敏文
看護学科	大槻 優子（学科長）	吉田 和美
保健栄養学科	武部 久美子（学科長）	澤田 和彦
診療放射線学科	福士 政広（学科長）	根本 広文
臨床検査学科	當銘 良也（学科長）	難波 俊二
医療技術学科	薬師寺 大二（学科長）	池田 潔
事務局長	椎名 晃	

本学の最初の自己点検・自己評価報告書は1998（平成10）年度に作成された。2004（平成16）年度には、開学の1994（平成6）年度から2003（平成15）年度の10年間にわたる自己点検・自己評価報告書を作成した。2005（平成17）年度以降は、毎年過去5年間の点検・評価の報告書を作成することとし、2011（平成23）年1月には2005（平成17）年度から2009（平成21）年度を対象とした報告書を作成した。2010（平成22）年度版からは、点検・評価の項目を大学基準協会第2期大学評価の点検・評価項目と一致させることとした。2013（平成25）年度版の報告書からは、当該年度を中心に記述することとした。また、2013（平成25）年度版からは冊子体の自己点検・自己評価報告書とともに、PDFファイルとして大学ホームページで公表することとした。2020（令和2）年度版からは、点検・評価の項目を大学基準協会第3期大学評価の点検・評価項目と一致させることとした。

3. 第1期認証評価を受けての改善措置概要

本学は、2009（平成21）年度に大学基準協会による第1期認証評価を受審した結果、大学基準に適合しているか否かの判定は保留となった。その際、必ず実現すべき事項として、「在籍学生数比率の改善、専任教員数、教授数の改善」が示された。各学部で定員充足のための対応を進めている中で、産業社会学部では、産業情報学科のメディア社会学科への改組（2010（平成22）年4月）を行ったが、届出認可後に新学科の特徴を高校生に十分周知できなかったこともあり、在籍学生数比率の改善には至らなかった。医療保健学部では、理学療法学科と看護学科の入学者数は安定的に確保できているが、保健栄養学科の入学者数は増加傾向にあるものの、未充足の状況が続いていた。2011（平成23）年度からは、大学入試センター試験利用入試の導入などによる入試方法の多様化や学生募集のあり方の改善に取り組んだ。2013（平成25）年度には、産業社会学部という体制では、学生募集状況の厳しさが増すことから同学部の定員を削減し、医療保健学部で診療放射線学科を新設した。

専任教員数の不足については、2010（平成22）年度中の人事委員会における審議を経て、2011（平成23）年4月1日付で補充が完了した。理学療法学科の教授数は2010（平成22）年4月1日付で設置基準に達することができた。

また、一層の改善が期待される事項として、①理念・目的、②教育内容・方法、③教育研究交流、④学生の受け入れ、⑤学生生活、⑥研究環境、⑦事務組織等に関する事項などが指摘された。このため、大学の教育目標の大学案内や大学ホームページでの明示、学生授業評価アンケート結果の学生に対する公表（産業社会学部は2010（平成22）年度から、医療保健学部は2011（平成23）年度から）、および産業社会学部における2011（平成23）年度からの履修登録上限設定導入を行った。さらに、2011（平成23）年度からは経済的に困窮状況に陥った学生に対する緊急経済支援を行っている。国際性に関しては、2011（平成23）年度から大学の国際化に関するネットワーク形成で他大学との連携を模索した。さらに医療保健学部では、2011（平成23）年度から、教員の海外派遣制度を活用した国際交流の促進および学生の短期海外派遣について、具体的に検討することにした。

以上を踏まえた改善報告書を2011（平成23）年6月末に大学基準協会へ提出し、審査の結果、2013（平成25）年3月8日付で「大学基準に適合していると認定する」との通知を受

けた。

その後、さらに在籍学生数比率の改善を推進するべく、2014（平成 26）年度から産業社会学部メディア社会学科の学生募集を停止した。医療保健学部でも同年度に保健栄養学科の定員を削減し、医療保健学部に臨床検査学科を新設した。また、2016（平成 28）年度から産業社会学部社会福祉学科の学生募集を停止し、医療保健学部に医療技術学科を新設した。

4. 第 2 期認証評価を受けての改善措置概要

2016（平成 28）年度に大学基準協会による第 2 期認証評価を受審し、「大学基準に適合していると認定する」との認証評価を得た。認定の期間は 2024（令和 6）年 3 月 31 日までである。

4. 1. 評価結果の概要

評価結果には、〈概評〉として今後の本学の取り組みについての期待事項や要望事項などが、〈提言〉として[努力課題]が 2 項目、[改善勧告]が 1 項目、[長所として特記すべき事項]が 2 項目、それぞれ提示された。

各基準において提示された指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を、「改善勧告」についてはその改善状況を、それぞれ「改善報告書」に取りまとめ、2020（令和 2）年 7 月末日までに大学基準協会に提出することが求められた。

[努力課題]

- ・ 医療保健学部の各学科の学位授与方針は、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果が示されていないので改善が望まれる。
- ・ 医療保健学部保健栄養学科では、1 年間に履修登録できる単位数の上限が設定されていないので、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる。

[改善勧告]

- ・ 医療保健学部保健栄養学科において、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が 0.69、収容定員に対する在籍学生比率が 0.62 と低いので、是正されたい。

[長所として特記すべき事項]

- ・ 土浦市及び障がい者団体と三者協働で 2008（平成 20）年度に作成し、2011（平成 23）年度に改定した「災害時に手助けが必要な人のための防災の手引き」は、東日本大震災後の聞き取り調査結果を踏まえて、避難所や福祉避難所一覧の追記など内容が見直されており、障害者手帳を持つ市民への配布などを通じて地域社会と連携していることは評価できる。
- ・ 各学科の教育内容に基づいたボランティア・アウトリーチ活動が実施されており、その規模、頻度とも拡大している。課外活動団体である医用画像サークルのピンクリボン活動及び放射線展への参加やつくば国際トレーナー活動研究会のマラソン大会におけるコンディショニングボランティア活動など、貴大学の特性を生かしたさまざまな取組みが実施され、年々ボランティア企画及び参加する学生数が大幅に伸びており、サークル活動主体から教職員の支援を受けながら全学規模の取組みとなりつつあることは評価できる。

上記の[努力課題]、[改善勧告]の他に、本学への要望・期待される事項として、①国際性・学際性、②研究支援体制、③本学が求める教員像、④4年間の教育目標の達成度評価、⑤医療保健学部でのキャリア支援、⑥教育研究環境、⑦社会連携・社会貢献、⑧事務組織、⑨内部質保証、等に関するいくつかの指摘がなされた。

4. 2. 大学評価結果に対する本学の対応

[努力課題]

- ・医療保健学部の各学科の学位授与方針(ディプロマポリシー)については、改定案が第111回教務委員会(2017(平成29)年1月10日)で了承され、さらに第113回教授会(2017(平成29)年1月17日)で承認された。さらに改定された学位授与方針と整合を取るべく、カリキュラム方針、アドミッション方針についても教務委員会に作業班を設定し、改定作業に着手した。3ポリシーの改定案が第165回教務委員会(2021(令和3)年10月21日)で承認され、さらに同年11月18日の第166回教授会で承認された。改定された3ポリシーは2022(令和4)年度の学生便覧に掲載すると共に大学のホームページにも掲載した。
- ・保健栄養学科の単位数の上限については、CAP制として改定案を作成し、第124回教務委員会(2017(平成29)年3月6日)で承認され、さらに第126回教授会(2018(平成30)年3月13日)で審議し、承認された。保健栄養学科のCAP制については、2018(平成30)年度及びそれ以降の学生便覧に掲載した。

[改善勧告] 収容定員充足率

保健栄養学科の入学者数比率および在籍学生比率の改善については、2016(平成28)年度以降の入学者数は2019(平成31)年度まで低調であったが、保健栄養学科長をはじめとする高校訪問等も含め、募集活動を積極的に行った。その結果、2020(令和2)年度からの収容定員充足率は右肩上がりで少しずつ回復することができ、今後の在籍学生数比率も少しずつではあるが上昇するものと考えている。

[長所として特記すべき事項]

今後とも地域社会と連携を深め、本学のもつ知的資源を生かした地域貢献を積極的に進めていく。

第1章 理念・目的

1.1. 現状説明

1.1.1. 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

本学の設置母体である学校法人霞ヶ浦学園は、「学校法人霞ヶ浦学園寄附行為」第3条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする」と定めている（資料 1-1）。その目的を実現するために設置された本学は1994（平成6）年に開学した。

本学の目的は、「つくば国際大学学則」（以下「学則」という）第1条に、「本学は、国際理解に必要な知識、教養を授け、産業、福祉及び医療保健に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的、実践的能力を備え、社会の発展と人類の福祉に貢献する人材を育成することを目的とする」と定めた。また、同第2条は「本学は、前条の目的を達成するため、次の5項目の理念を掲げ、その実現に向けて努力するものとする」とし、「国際性」、「社会性」、「学際性」、「未来性」、「問題解決性」の5項目を提示している（資料 1-2）。これらの本学の掲げた建学の理念・目的は、開設以来一貫しており、理念や方針は点検・評価の基盤を成すものである。以下はその要約である。

- a. 国際性：国際的知識と教養、そして国際感覚を身につけた人材を育成する。
- b. 社会性：社会科学に関する知識と教養を身につけた人材を養成する。
- c. 学際性：諸科学の統合によって社会の発展に貢献する学際分野の研究教育を行う。
- d. 未来性：近未来の諸課題を研究し、必要な人材を育成する。
- e. 問題解決性：正常に問題解決に向って意欲的に取り組む人材を育成する。

以上の本学の教育理念・目的は、教育基本法第7条、学校教育法第83条で示されている高等教育機関としての大学が目指すべき目的を十分踏まえている。

本学の理念・目的に沿った教育活動を実行した結果、産業社会学部（2018（平成30）年度末に廃止）では、産業・情報および福祉の専門教育を受けた計3,376名を社会に送り出しており、医療保健学部では、2022（令和4）年度終了時において、理学療法学科1期から13期生の492名、看護学科1期から13期生の824名、保健栄養学科1期から11期生の272名、診療放射線学科1期から7期生の812名、臨床検査学科1期から6期生の308名、医療

技術学科 1 期から 4 期生 87 名の合計 2,795 名が卒業した（資料 1-3）。

これら、大学の理念・目的および以下に述べる学部の目的の適切性については、自己点検・自己評価委員会（全学）および自己点検・自己評価委員会（学部）で毎年点検・評価されている。

医療保健学部の目的は、本学の理念・目的および医療保健学部の学科新設に際して文部科学省に提出した設置の趣旨を踏まえて、学則第 4 条の 2 で「医療保健学部は、高い倫理観・幅広い教養・体系的な専門知識・基本的臨床実践能力を備えた、質の高い保健・医療専門職を育成するとともに、研究を通して保健・医療分野の学術の発展に寄与する」と定め（資料 1-2）、体系的なカリキュラムを編成し、多様な授業形態を導入して少人数教育・双方向型学習・視聴覚教材を多く取り入れた教育を行っている。医療保健学部の理念・目的の適切性を判断する指標のひとつとして、各学科で養成する専門職の国家試験合格率と就職率をあげる。

1.1.2. 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学の理念や目的については、学生便覧（資料 1-4）、大学ホームページ（資料 1-5【ウェブ】）、全国の高等学校へ送付される本学の大学案内『Concept Book 2023』（以下、「大学案内」という）（資料 1-6）、オープンキャンパス等で周知している。また、高等学校の進路指導教諭を対象とした「つくば国際大学・つくば国際短期大学教員対象入学試験説明会」、高等学校生徒の大学訪問、高等学校からの要請による出前授業、公開講座等で説明している。

在学生に対しては、大学の理念・目的および学部の目的を掲載した学生便覧を配付し、入学時のオリエンテーション等で周知している。教職員に対しても学生便覧や大学案内等の刊行物を配付し、教職員が学部の目的について十分理解した上で、業務に就いている。

各学科の理念・目的については、全学的な方針のもとに周知するとともに社会に公表し、積極的に広報活動を行っている。新任の教員・助手に対しては、入職時に、大学の理念・目的、学部の教育方針や法令遵守についてのオリエンテーションを行い、周知徹底を図っている。

1.1.3. 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1 : 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

・ 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

2016（平成 28）年度に大学基準協会による第 2 期認証評価を受審し、「大学基準に適合していると認定する」との認証評価を得た（認定期間は 2024（令和 6）年 3 月 31 日まで）。

評価結果には、努力課題 2 項目（①医療保健学部の各学科の学位授与方針は、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果が示されていないので改善が望まれる、②医療保健学部保健栄養学科では、1 年間に履修登録できる単位数の上限が設定されていないので、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる）、および改善勧告 1 項目（医療保健学部保健栄養学科において、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が 0.69、収容定員に対する在籍学生比率が 0.62 と低いので、是正されたい）が指摘されており、努力課題についてはその対応状況を、改善勧告についてはその改善状況を、それぞれ改善報告書に取りまとめ、2020（令和 2）年 7 月末日までに大学基準協会に提出することが求められた。

また、上記の努力課題と改善勧告の他に、要望・期待される事項としていくつかの指摘（①国際性・学際性、②研究支援体制、③本学が求める教員像、④4 年間の教育目標の達成度評価、⑤医療保健学部でのキャリア支援、⑥教育研究環境、⑦社会連携・社会貢献、⑧事務組織、⑨内部質保証、等）がなされた。

努力課題①に対する対応：医療保健学部の各学科の学位授与方針（ディプロマポリシー）については、改定案が第 111 回教務委員会（2017（平成 29）年 1 月 10 日）で了承され、さらに第 113 回教授会（2017（平成 29）年 1 月 17 日）で承認された（資料 1-7）。その後、2020（令和 2）年 10 月に、学位授与方針（ディプロマポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）、入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）の検討を目的に教務委員会に作業班を設置し、改定作業に着手した。3 ポリシーの改定案が第 165 回教務委員会（2021（令和 3）年 10 月 21 日）で承認され（資料 1-8）、さらに同年 11 月 16 日の第 166 回教授会で承認された（資料 1-9）。改定された 3 ポリシーは 2022（令和 4）年度の学生便覧に掲載すると共に大学のホームページにも掲載した（資料 1-10【ウェブ】、1-11【ウェブ】、1-12【ウェブ】）。

努力課題②に対する対応：保健栄養学科の単位数の上限については、CAP 制として改定案を作成し、第 124 回教務委員会（2017（平成 29）年 3 月 6 日）で承認され、さらに第 126 回教授会（2018（平成 30）年 3 月 13 日）で審議し、承認された（資料 1-13）。保健栄養学科の CAP 制については、2018（平成 30）年度及びそれ以降の学生便覧に掲載した（資料 1-4）。

改善勧告に対する対応：保健栄養学科の入学者数比率および在籍学生比率の改善については、2016（平成 28）年度以降の入学者数は 2019（平成 31）年度まで低調であったが、保健栄養学科長、学科教員による高校訪問等も含め、募集活動を積極的に行った。その結果、2020（令和 2）年度からの収容定員充足率は右肩上がりであり、少しずつ回復することができ、今後の在籍学生数比率も少しずつ上昇するものと考えている（大学基礎データ表 2）。

中期計画は、基本として①教育力の強化、②学生支援力の強化、③学生募集力の強化、④研究力の強化の4項目を「強化目標」として挙げ、大学の理念にそった計画を立てている。加えて、それら強化目標を達成するために、⑤施設設備の整備も並行して中期計画にそって計画的に実施している（資料1-14）。

本学（医療保健学部のみ単科大学）を構成する6学科は保健・医療系の学科であっても、養成している専門職が異なることから、それぞれに特徴があり、中期計画における強化目標においても学科別に策定している。

理学療法学科においては、①教育力の強化については、カリキュラムポリシーに沿った教育連携の強化、ディプロマポリシーに沿った教育力の強化、魅力ある講義の探求、授業参観の出席率100%、教育教材の更新、事務教務課との連携強化、学科内FD研修会の開催、②学生支援力の強化については、保護者面談の実施、宿泊研修の再開、2～4年次生の親睦会の開催、国家試験対策室の充実、③学生募集力の強化については、SNSでの発信強化、オンライン学校見学のビデオ作製、施設見学や授業参観の随時実施、高校への出張授業の企画、④研究力の強化については、事務との連携強化、科研費申請の研修会の開催、科研費取得者の公表、研究者紹介を進めている。

看護学科においては、①教育力の強化については、看護実践能力を養うための臨床判断能力・ICT活用能力の強化、②学生支援力の強化については、アドバイザーによる個別指導、国家試験対策の強化、留年生や退学者対策、課外活動設立への支援、③学生募集力の強化については、大学ホームページの定期的な更新、オープンキャンパスの充実、高校訪問内容の検討、④研究力の強化については、教員研究力の向上として、各教員の研究テーマの明確化、共同研究の推進、外部資金の獲得推進、学生の研究指導力の強化として、4年生全員に看護研究を必修化し研究の基礎的な能力を養成できるよう進めている。

保健栄養学科では、①教育力の強化として初年次教育において、小グループ指導（初年次基礎ゼミ）により学習方法やレポートまとめの方法、予習復習習慣の定着などを目指し、基礎学力向上を図る。②学生支援力の強化として、1、2年次学生を対象とし管理栄養士キャリア支援として、卒業生による体験談発表会を設ける。2年後期より国家試験対策指導を開始し国家試験受験への意識を啓発する。管理栄養士国家試験対策において学科教員による小グループ指導を実施し、学習支援体制を整備し国家試験合格率の向上を目指す。③学生募集力の強化として、学科紹介の独自リーフレットを作成し高校訪問時に活用する。在校生と交流できるオープンキャンパスプログラムを検討する。④学生と学科教員が共同した研究活動として大学ブランド食品等の開発を推進し、学科の魅力・特色を学外に発信する。

診療放射線学科においては、①教育力の強化については、指定規則改正に伴い新カリキュラムへの移行に沿った教育体制の強化、新カリキュラムにおいて追加された科目の取入れ、事務教務課との連携強化、先端放射線施設への実地見学、②学生支援力の強化については、国家試験対策の取り組みの改善、留年者数および退学者数の抑制、③学生募集力の強化については、ホームページの充実強化、国家試験合格者の声などのアピール、卒業生やその保護者との連携、④研究力の強化については、科研費申請の義務付け、科研費等外部資金取得者の研究成果の公表、を進めている。

臨床検査学科においては、①教育力の強化については、授業内容・方法の改善、初年次教育の充実、補習授業の改善、自学学習の推進、臨地実習対策、②学生支援力の強化について

は、学生相談・学生指導の充実、学生満足度の向上、課外活動の充実、在学中に取得可能な資格試験の受験の推奨、国家試験受験支援としての現状分析と対策、就職対策、退学者防止への取組み、茨城県臨床検査技師会との連携強化、③学生募集力の強化については、学科情報発信力の強化、オープンキャンパスによる情報発信力の強化、公開講座による情報発信力の強化、④研究力の強化については、学生の研究支援として、卒業研究の成果の学会発表、教員の研究支援として、外部研究資金の獲得推進、を進めている。

医療技術学科においては、①教育力の強化については、カリキュラム改定への対応、授業評価アンケートの活用、アクティブラーニングの推進、②学生支援力の強化については、入学前教育・初年次教育・リメディアル教育の充実、アドバイザー制度の活用、保護者との連携強化、カウンセリングルームの活用、③学生募集力の強化については、地域社会との連携強化、広報活動の強化、国家試験合格率の向上、卒業生の就職率の向上、④研究力の強化については、教員の研究力の強化として、学内共同研究課題への応募の推進、科研費申請の推進、外部資金獲得の推進、学生の研究力の強化として、卒業研究の履修学生の増加を進めている。

以上のように、中期計画については、本学科の特質を活かした取組みを毎年見直しており、毎年末を期限として各学科より「中期計画」の更新版の提出がなされている。上記の中期計画は、2022年12月の版である。

1.2. 長所・特色

「大学・学部の理念目的を定め、明示する」、「大学・学部の個性化を推し進める」、「大学構成員に対して大学・学部の理念・目的を周知させる」、「社会に対して、大学・学部の理念・目的を公表し、理解を図る」、「本学の理念・目的、および学部・学科開設時に文部科学省に提出した設置の趣旨に準拠した、学部・学科の明確な目的を設定する」という到達目標については、実現している。

国家試験合格者のほぼ100%が保健・医療の分野に就職しており（資料1-15）、この結果は評価できる。

本学の理念である「国際性」に関連して、「つくば国際大学国際交流に関する内規」（資料1-16）を踏まえ、2019（令和元）年度まで（2020（令和2）年度以降は、新型コロナウイルス感染症蔓延に伴い海外出張は休止している）に教員28名に対して、海外学会出張のための経済的支援が行われている。

「教育実績では、全国平均以上の国家試験合格率と高い就職率を最低条件とする」という到達目標のうち、高い就職率は維持されており、本学の取組みの効果と言える（資料1-17【ウェブ】）。「医療保健学部の目的と育成する専門職が、本学の個性として評価される」という到達目標は、国家試験合格者のほぼ100%が、専門職として関わる保健・医療の分野に就職していることから実現できている（資料1-15）。

学生は将来の専門職業人として、学生の時から国際感覚の基盤を身に付けておく必要がある。また、医療保健学部教員の国外での学会出張の際の経済的支援を積極的に行っている。このことは教育研究の成果を国外に発信するとともに、諸外国の研究者との交流を深めるなどの「国際性」の向上に寄与している。

1.3. 問題点

本学の理念の一つである「国際性」に関する取り組みは、さらに改善する必要がある。「学際性」の一つの取り組みとして、「チーム医療」の促進があげられ、この点についてさらに検討する必要がある。

国家試験新卒者合格率が全国平均を下回っている学科については、国家試験対策を始めとして、授業の在り方などについての検討が必要である。

大学の理念・目的の適切性を示す指標である国家試験合格率を高めるための取り組みを強化する。専門性を活かした分野での高い就職率を維持するために、低年次から専門職の専門性、卒業後の進路・専門職業人としての方向性などのキャリア教育を積極的に進める必要がある。

1.4. 全体のまとめ

本学において大学・学部の理念・目的は適切に設定されており、大学構成員および社会に対して周知、公表されている。その適切性について定期的な検証を行っている。大学・学部の理念・目的の適切性の一つの指標として国家試験合格率がある。2022（令和4）年度の各学科で養成する専門職国家試験の新卒学生合格率は、理学療法士 98.5%、看護師 94.2%、保健師 94.4%、管理栄養士 71.4%、診療放射線技師 92.1%、臨床検査技師 88.4%、臨床工学技士 96.0%であった（資料 1-18【ウェブ】）。多くの学科で昨年度実績よりも上回る結果となり、各学科における国家試験に対する取り組みの成果があらわれている。国家試験合格者のほぼ 100%がそれぞれの専門性を活かして就職している（資料 1-15）。

第2章 内部質保証

2.1. 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・ 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学では、学則第1条に定める目的の達成、および学則第2条に定める理念の実現に向け、教育・研究の質を自ら保証するための取り組みを行っている（資料1-2）。この目的および理念は、本学ウェブサイトにて学生および社会に対し明示している（資料1-5【ウェブ】）。

本学において内部質保証の推進に中心的な役割を果たしているのは、「つくば国際大学自己点検・評価規程」（資料2-1）に基づいて設置された自己点検・自己評価委員会である。同規程は必要に応じて内容の見直しを行っており、これまでに2015（平成27）年度と2021（令和3）年度に改定した。自己点検・自己評価委員会では、各学科における諸活動に対し適宜検証し報告するように指示をしており、各学科においては学科長および学科内の自己点検・自己評価委員を中心に検証活動を行っている。また、全学的な諸活動については、学長、学部長が中心となり同様の検証を行っている（資料2-2）。

これらの活動の検証においてはPDCAサイクル表を活用している。学部および各学科から自己点検・自己評価委員会へ提出されたPDCAサイクル表については、毎年度末に一冊の冊子としてとりまとめ、全学で共有している（資料2-3）。

以上のように、本学は内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているといえる。

2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学において内部質保証の推進に中心的な役割を果たしているのは、自己点検・自己評価委員会である。「つくば国際大学自己点検・評価規程」(資料2-1)は1994(平成6)年4月の本学開学と同時に施行され、この規程に基づき自己点検・自己評価委員会の活動が開始されている。自己点検・自己評価委員会の学内における位置付けは、他の委員会とは一線を画し、独立した立場で他会議との連携を図ることになっている(資料2-2、2-4【ウェブ】)。なお、自己点検・自己評価委員会(全学)内の下部組織として、医療保健学部の自己点検・自己評価委員会(学部)が設置されている。

自己点検・自己評価委員会(全学)の構成は、学長、学部長、教学部長、図書館長、学科長、各学科から選出された教員各1名、事務局長となっており、2022(令和4)年度における委員は17名であった(資料2-1、2-5)。学長が委員長としての責務を負い、委員会の運営にあたっている。

以上のように、本学は内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているといえる。

2.1.3. 方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び入学者受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：方針及び手続きに従った内部質保証活動の実施

評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する適切な対応

評価の視点7：点検・評価における客観性・妥当性の確保

本学の理念に基づき、学位授与方針(ディプロマポリシー)、教育課程の編成・実施方針(カリキュラムポリシー)及び入学者受け入れ方針(アドミッションポリシー)を作成し、内外に向け公表している(資料1-10【ウェブ】、1-11【ウェブ】、1-12【ウェブ】)。

本学の内部質保証の取り組みは、組織レベル並びに個人レベルにおいて継続的に実施している。組織レベルでは、各種の取り組みについて、学部および各学科において年度毎にPDCA サイクル表を用いてとりまとめており（資料 2-3）、自己点検・自己評価委員全員でその内容を確認している。2021（令和 3）年度の報告では、学部および学科毎に目標の達成状況を考察できており、次年度に改善すべき事項の抽出に役立っている。個人レベルでは、「専任教員の教育・研究業績」を毎年作成しており（資料 2-6【ウェブ】）、当該年を含めた直近 5 年間の自己の活動の振り返りを行っている。

本学における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組みとしては、FD 委員会（資料 2-7）が中心となり、各種研修会や教員相互の授業参観、学生による授業評価等を実施している。このうち、授業評価の結果は各教員へフィードバックされ、教員の授業改善に役立っている（資料 2-8【ウェブ】）（資料は学科毎の集計であるが、教員へは授業毎の集計表が渡される）。授業参観は毎年実施している取り組みである。2020（令和 2）年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大により授業参観の実施が危ぶまれたが、オンライン授業での参観ができるように手続き等の整理・調整をおこない、実施することができた。これらの各種取り組みは自己点検・自己評価委員会へ報告され、自己点検・自己評価委員会においてこれらの活動内容を確認している。また、本学では、学科間の連携・調整を図ることを目的にした医療保健学部懇談会（以下「学部懇談会」という）がある（資料 2-9）。

これらの活動により改善を認めた事例として、まずは全学科を跨いで実施される授業の導入が挙げられる。医療系 6 学科を有する本学において、医療現場における他職種理解・他職種協働の重要性を教授するための授業として、6 学科共通の科目である「チーム医療論」を 2020（令和 2）年度より取り入れた。これは、「チーム医療の推進」の PDCA サイクルを機能させた結果である。また、「国際交流」の PDCA サイクルが機能した結果としては、国際学会参加者（発表者）への助成や、大学近隣に在住している日本以外の出身者を学内に招いて交流を図る「異文化交流イベント」の実施実績がある（資料 2-10）。新型コロナウイルス感染症蔓延においてこの活動は中断されているが、機を見て再度の実施を検討したい。

点検・評価における客観性・妥当性を保証するための取り組みとして、公益財団法人大学基準協会による大学評価の他に、公益社団法人日本実験動物学会による「動物実験に関する外部検証」（2017（平成 29）年度審査）（資料 2-11）、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構による「大学評価」（2020（令和 2）年度審査、理学療法学科対象）（資料 2-12）を受けている。一般社団法人リハビリテーション教育評価機構による「大学評価」において改善を勧告された項目はなかったが、「動物実験に関する外部検証」の指摘に対しては、「動物実験に関する自己点検・評価報告書」を作成し、大学の改善に役立っている（資料 2-13、2-14）。

以上のように、方針及び手続きに基づき、本学の内部質保証システムは有効に機能しているといえる。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1 : 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2 : 公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3 : 広報する情報の適切な更新

情報の公開については、本学ウェブサイトにて随時公開しており、外部から自由に閲覧できるようにしている。必要な情報を得やすいように、ウェブサイトのトップページに「情報公開」(資料 2-15【ウェブ】)「つくば国際大学は公益財団法人大学基準協会の大学基準に適合されていると認定されています」(資料 2-16【ウェブ】)「学校法人霞ヶ浦学園の情報公開」(資料 2-17【ウェブ】)の各バナーがあり、そこから教員の研究業績、3つのポリシーとそれに関わる情報、自己点検・自己評価報告書、財務状況資料等のページへ容易にたどり着けるようになっている。公開する情報の正確性は、複数の担当者で内容を確認することにより担保している。内容の更新は随時行っており、常に最新の情報が掲載されている。

これらのことから、情報公開は適切に行えており、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1 : 全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点 2 : 点検・評価における適切な根拠(資料、情報)の使用

評価の視点 3 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

自己点検・自己評価委員会が取りまとめた年次報告書(資料 2-18【ウェブ】)、PDCA サイクル表(資料 2-3)、FD 委員会による FD 活動の年次報告書(資料 2-19)等、内部質保証に関わる活動を記録した全ての文書が教授会において報告され、その内容の適切性について適宜点検・評価が行われている。

内部質保証の根幹を成す全学の3つの方針(学位授与、教育課程の編成・実施、入学者の受け入れ)のもとで各学科における方針を策定し、必要に応じて見直しを行ってきた。直近の見直し実績としては、2019(令和元)年度の看護学科の学位授与基準の改定(資料 2-20)と2021(令和3)年度的全学科の方針の一斉見直しがある。この見直し作業においては、教務委員会において「ポリシー検討ワーキンググループ」(以後は「ポリシー検討WG」という)を立ち上げて見直しについての検討を重ね(資料 1-8)、2021(令和3)年11月の教授会において3方針の改定について承認されるに至った(資料 1-9)。これは、内部質保証システムの改善・向上に向けた取り組みの一環である。

2019(令和元)年度末からの新型コロナウイルス感染症拡大に対しても、「新型コロナウイルス感染症緊急対応ワーキンググループ」を設置し適宜対応を行ってきた。まず、新

型コロナウイルス感染症拡大防止に関する本学の対応として、「COVID-19 感染予防対策ガイドライン」を策定した（資料 2-21【ウェブ】）。さらに「新型コロナウイルス感染症対応フローチャート」、「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合」、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について（国の制度）」、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する対応について（在学生対象）」、「本学の学内における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策について」といった各種資料をホームページに掲載し周知している（資料 2-22【ウェブ】）。2020（令和 2）年度は一部実習科目等については対面で実施したが、3密を回避するために受講者を数グループに分ける、検温・マスクの着用・アルコールによる消毒などの徹底を行った。2021（令和 3）年度は対面授業日を増やし、「対面授業の開始に伴う新型コロナウイルス感染症対策について」（学生用と教職員用）（資料 2-22【ウェブ】）を作成し感染拡大を防止することに努めた。また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が実施されるようになってから新型コロナワクチン【接種後】対応フローチャートを作成し、大学ホームページに掲載して学生に周知している（資料 2-22【ウェブ】）。

このように、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

2.2. 長所・特色

1 学部 6 学科という組織であり、そのほとんどの組織に学長、学部長、事務局長といった管理職クラスが委員として加わっていることや学部懇談会の設置もあり、委員会組織相互の連携を取りやすい状況にあることは、内部質保証の活動を推進していくための大きな利点となっている。

前述の FD 活動をはじめ、現状から改善していくための取り組みについては継続して実施しており、さらに第三者評価機関や学外者からの客観的な意見にも真摯に対応しながら、教育・研究の質向上に向けて取り組んでいるところである。

2.3. 問題点

特になし。

2.4. 全体のまとめ

本学では、自己点検・自己評価委員会（全学）の委員長である学長の指揮のもと、適切かつ組織的に点検・評価を実施している。活動の実績や根拠となる資料も可能な限り随時公表しており、客観的にその活動を評価できる状況となっている。PDCA サイクル表を用いた各種課題への取り組みとその改善もみられており、内部質保証システムが十分に機能している状況にあるといえる。

第3章 教育研究組織

3.1. 現状説明

3.1.1. 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

現代社会では、国際化、情報化、少子高齢化への対応が求められている中で、本学は、医療関係分野の学科で構成される医療保健学部を設置している。医療の分野における人材育成では、少子高齢化を迎えたわが国に必要な、質の高い保健・医療の専門職を育成するための教員体制を整備し、カリキュラムの編成を行っている。さらに、研究を通じて、保健・医療の分野での学術の発展に寄与できる組織となっている。これらは、学術の進展や社会の要請との高い適合性を示している。

医療保健学部では学則第4条の2で「医療保健学部は、高い倫理観・幅広い教養・体系的な専門知識・基本的臨床実践能力を備えた、質の高い保健・医療専門職を育成するとともに、研究を通して保健・医療分野の学術の発展に寄与する」（資料1-2）として、前述した大学の理念・目的に適合させている。

大学の理念・目的を達成するための教育研究組織として、医療保健学部を置いている（資料1-2）。医療保健学部は、少子高齢社会を迎えたわが国において、社会の要請に見合った保健医療の専門職を養成し、社会に貢献することを目的に、理学療法学科、看護学科、保健栄養学科、診療放射線学科、臨床検査学科、医療技術学科の6学科から構成されている。それぞれの学科が、教育研究組織の単位となっている。

3.1.2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、各年度、医療保健学部役職者および各学科で選ばれた委員によって構成される自己点検・自己評価委員会（全学）および自己点検・自己評価委員会（学部）において協議しながら点検・評価報告書を作成し、教育研究組織の適切性の検証を行っている。

大学全体の教育研究組織については、自己点検・評価委員会で理念・目的とあわせて点検・評価を行い、学科については、それぞれの組織で自己点検・評価を行い、これらの点検・評価結果に基づいて、改善・向上に向けて組織の見直しを図り報告書を作成し、大学ホームページで公表している（資料 2-18【ウェブ】）。また、本学では、教育組織として、学位授与の方針（ディプロマポリシー）に基づき、内部質保証システムとして PDCA サイクルに基づく継続的な内部質保証に取り組んでいる。各教員はシラバスに教科の到達目標および成績の評価方法を載せ、学習成果の査定を行っており、その結果に基づき指導方法を検討している。また、学生の授業評価アンケートを集計するとともに、授業の課題と改善計画を提出し、授業の振り返りを行なっている。PDCA サイクルを用いての、授業改善や教育の向上・充実に取り組んでいくために、教員間で PDCA サイクルの使用方法等について情報交換を行い、教育組織として内部質保証に取り組んでいる。

研究を推進していくための組織としては、研究関連の各種委員会が設置されている（資料 3-1【ウェブ】）。共同研究委員会、研究紀要委員会、動物実験委員会、倫理委員会等の設置は、医療保健分野の研究、さらには異なる分野の共同研究を推進することに寄与しており、本学の理念・目的の実現化につながっている。なお、2021（令和 3）年度の共同研究費の採択は 3 件、動物実験委員会による倫理審査は 5 件（新規 0 件；継続 5 件）、倫理委員会による倫理審査件数は 17 件であり、2022 年（令和 4 年）年度においては、動物実験委員会による倫理審査は 5 件（継続 5 件）、倫理委員会による倫理審査件数は 15 件である。なお、2022（令和 4）年度の共同研究費は該当なしであった。

3.2. 長所・特色

本学は、医療の分野における人材育成では、少子高齢化を迎えたわが国に必要な、質の高い保健・医療の専門職を育成するための教員体制を整備し、カリキュラムの編成を行っている。さらに、研究を通じて、保健・医療の分野での行動研究をとおり学術の発展に寄与できる組織となっている。これらは、学術の進展や社会の要請との高い適合性を示している。

3.3. 問題点

特になし。

3.4. 全体のまとめ

本学の学部・学科の教育組織は、社会に貢献できる専門職を育成する大学としての理念・目的に照らして適切に対応しており、質の高い保健・医療の専門職を育成するための教員体制を整備し、カリキュラムの編成を行い、多様なニーズに答えることが可能な編成とな

っている。また、組織の適切性についても適宜検証を行っており、同基準を概ね充足している。

本学の研究組織は、学部の教育研究組織に所属する各研究者の学術専門領域における主体的な個人研究を主体としつつも、研究活動の進展に応じて共同研究へと発展でき、学術横断的な研究を組織的に推進できる環境を整えている。

第4章 教育課程・学習成果

4.1. 現状説明

4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

本学では、大学の理念・目的を実現するために学部の使命と教育方針を定め（資料 1-2、1-4、4-1【ウェブ】）、それに基づいて学科の学位授与方針（ディプロマポリシー）が定められている（資料 1-12【ウェブ】）。

学位授与方針（ディプロマポリシー）の改定は過去2回行われた。2017（平成 29）年度の1回目の改定は、2016（平成 28）年度の大学基準協会による第2期の認証評価において、「医療保健学部の各学科の学位授与方針（ディプロマポリシー）は、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果が示されていないので、改善が望まれる」との指摘を受けたことに対応したものである（資料 1-7）。

2回目の改定は 2021（令和 3）年度に行われ、これは、前回改定後数年を経過したことに伴い、学位授与方針（ディプロマポリシー）を見直したものである。改定は、『卒業認定・学位授与の方針』『教育課程編成・実施の方針』及び「入学者受入れの方針」の策定及び運用に関するガイドライン』2016（平成 28）年に準拠し、学位授与方針（ディプロマポリシー）の改定のみならず、3ポリシーの整合性も確認し必要であれば改定すること、3ポリシーの表現を平易に改め、学科間で表記の統一を図ること等を基本方針として行われた。教務委員会のポリシー検討WGを中心に各学科で検討された原案を教務委員会で議論し（資料 1-8）、教授会にて承認された（資料 1-9）。これにより、3つのポリシーの整合性はより明確となった。看護学科では一足早く、2018（平成 30）年6月に日本看護系大学協議会より公表された「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」を受け、翌年の2019（平成 31）年度に学位授与方針（ディプロマポリシー）を改定（資料 2-20）したため、2021（令和 3）年度には学位授与方針（ディプロマポリシー）の改定は行わなかった。

2021（令和 3）年度に改定された学位授与方針（ディプロマポリシー）は、「医療保健学部は、高い倫理観、幅広い教養、体系的な専門知識、基本的実践能力、及び職能としてのコミュニケーション能力を備えた、社会に貢献できる保健・医療の専門職を育成することを教育の目的とする。卒業認定は、上記の学部の教育目的及び各学科の教育目的に基づく教授会の議を経て、学長が実施する。卒業の要件は、学科ごとに定められている所定の単位を修得していることである。」に基づき、各学科の学位授与方針（ディプロマポリシー）が定められている（資料 1-12【ウェブ】）。

たとえば、理学療法学科の学位授与方針（ディプロマポリシー）は以下のとおりである。

- 1 多様な文化的背景や価値観を理解し、他者に共感できる豊かな感受性を持ち、チーム医療の中で主体的な役割を担うことができる。
- 2 高い使命感と倫理観を身につけ、状況に応じた人間関係を築くためのコミュニケーション能力を発揮することができる。
- 3 さまざまな学問に興味を持ち、幅広い教養を身につけ、医療人として社会に貢献することができる。
- 4 新たな課題に対して、既存技術を応用する創造性と柔軟性を身につけ、進歩する技術を受け入れ発展させることができる。
- 5 医療保健分野の様々なニーズに対応するために、専門的知識と技能を生かしながら、理学療法士として活躍することができる。

学位： Bachelor of Science in Physical Therapy

これらの学位授与方針（ディプロマポリシー）は、学生便覧（資料 1-4）及び大学案内（資料 1-6）に記載され、大学ホームページでも公開されている（資料 1-12【ウェブ】）。学生には、入学時のみならず、毎年度のオリエンテーションにおいても周知している。

本学の学位授与方針（ディプロマポリシー）は、学生の修得すべき能力が明確かつわかりやすく示されており、かつ、学生便覧や大学ホームページでも公表されていることから、適切であるといえる。

4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学では、教育方針（資料 4-1【ウェブ】）および学位授与方針（ディプロマポリシー）（資料 1-12【ウェブ】）に基づき、学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）を以下のとおり定めている（資料 1-11【ウェブ】）。

- ・教育課程は、基礎科目、専門基礎科目、専門科目から構成し、体系的に編成する。
- ・基礎科目による教養科目により、専門分野の枠を超えて共通に求められている知識・思考方法等の知的な技法を修得させるとともに、人間としての在り方・生き方に関する洞察力や現実を正しく理解する力を涵養する。
- ・各学科の専門基礎科目・専門科目による教育により、理学療法士、看護師・保健師、管

理栄養士・栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士に必要な専門的知識と基本的臨床実践能力を修得させる。専門基礎科目・専門科目は、文部科学省・厚生労働省の指定規則に準拠して開設する。

- ・必修科目は、学生が段階的・体系的に専門的知識・技術を修得できるように、また、一年間の単位数が多くなりすぎないように、1年次から4年次まで適切に配置する。時間割は前期・後期の Semester 制を採用して組む。
- ・教育は、講義、演習、学内実習、学外実習（臨床実習・臨地実習）を適切に組み合わせて行う。また、少人数教育・双方向型学習をできるだけ多く取り入れる。
- ・教育の質の維持・向上のために次の方針を定める。すなわち、2年次後期までに履修すべき必修科目の単位を全て取得していることを、2年次から3年次への進級の要件とする。また、原則として当該実習開始までに履修すべき必修科目の単位を全て取得していることを、臨地実習・臨床実習を履修できる要件とする。さらに、4年次に総合科目を必修科目として開設し、専門的知識を統合し応用する能力の育成を図る。
- ・評価は授業内容・授業形態に対応した評価方法を用いて適正に行う。理学療法学科では臨床技能の評価に、客観的臨床能力試験（OSCE, Objective Structured Clinical Examination）を導入する。
- ・単位制度の実質化、教育方法、成績評価、シラバスについては今後一層の改善を図る。

学部の方針に基づき、各学科は教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）を定め、教育課程を編成している。

たとえば、理学療法学科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）は以下のとおりである。

- 1 教養課程は、基礎科目、専門基礎科目、専門科目から体系的に編成する。
- 2 基礎科目による教養教育により、専門科目の枠を超えて共通に求められている知識・思考方法等の知的な技法を習得させると共に、人間としての在り方・生きかたに関する洞察力や現実を正しく理解する力を涵養する。
- 3 専門基礎科目・専門科目による教育により、理学療法士に必要な専門的知識と基本的臨床実践能力を習得させる。専門基礎科目・専門科目は、文部科学省の指定規則に準拠して開設する。
- 4 必修科目は、学生が段階的・体系的に専門的知識・技術を修得できるように、1年次は医療人としての教養と医学の基礎、2年次は疾病と障害の理解、3年次は理学療法介入、4年次は、学内教育で習得した知識・技術を臨床現場で統合し、職業人への移行教育を主目標に配置する。また、1年間の履修単位数が多くなりすぎないように、履修科目を1年次から4年次まで適切に配置する。
- 5 教育は、講義、演習、学内実習、学外実習（臨床実習）を適切に組み合わせて実施する。また、少人数教育・双方向型学習をできるだけ多くとり入れることや、オンライン 授業を効果的に組み合わせて実施する。
- 6 教育の質の維持・向上のために次の方針を定める。すなわち、2年次後期までに履修すべき必修科目の単位を全て取得していることを、3年次への進級の要件とする。また、

原則として当該臨床実習開始までに必修科目の単位を全て取得していることを、臨床実習・臨地実習を履修できる要件とする。さらに、4年次に総合科目を必修科目として開設し、専門的知識を統合し応用する能力の育成を図る。

- 7 評価は授業内容・授業形態に対応した評価方法を用いて適正に実施する。また、臨床技能の評価に、客観的能力試験を導入する。

4.1.1でも述べたように、学科の学位授与方針（ディプロマポリシー）と教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）との整合性については、十分に考慮して作成されている。

これらの教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）は、学生便覧（資料 1-4）、大学ホームページ（資料 1-11【ウェブ】）、大学案内（資料 1-6）に公表している。学生への周知は、各学年の新年度のオリエンテーションにおいて、丁寧に行われている。加えて、新任教員に対するガイダンスでも、教育方針、学位授与方針（ディプロマポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）を説明している。

以上のことから、本学の教育過程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）は学位授与方針（ディプロマポリシー）との整合性を持ち、複数の手段で公表されていることから、適切であるといえる。

4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ(必修、選択等)
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮
- ・教養教育と専門教育の適切な配置
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

各学科の教育課程は、学部および学科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）に基づき編成されている。原則は学則第 22 条第 2 項および第 23 条第 9 項の規程（資料 1-2）に、細則は「つくば国際大学医療保健学部履修規程」（資料 4-2）に定められ、その内

容は学生便覧（資料 1-4）にわかりやすく説明されており、学生が随時参照できるようになっている。

医療保健学部 6 学科では、共通して、基礎科目、専門基礎科目、専門科目を体系的に配置している。基礎科目は学部共通の人文社会、語学、自然科学、情報学などの教養教育科目であり、専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を修得させ、人間としての在り方・生き方に関する洞察力及び現実を正しく理解する力を涵養している。基礎科目は 6 学科共通科目を 26 科目開設し、保健栄養学科では加えて保健学概論と地域保健福祉論の 2 科目を必修科目として開講している（資料 1-4）。

基礎科目の多くは講義形式による教育であるが、専門基礎科目についても講義中心の科目が多いものの、講義と実習を併せて教育する科目もある。

専門基礎科目、専門科目では、各学科で育成する専門職に必要な専門知識と基本的臨床実践能力を修得させている。専門基礎科目は学科間で共通した科目が少なくない。例えば、解剖学（人体の構造）、生理学（人体の機能）は、どの学科でも開設している専門基礎科目で、医療保健学部専任の教員が中心に担当している。各学科は、国家資格をもつ専門職を養成する教育を行っているため、指定規則に沿った授業科目を開講している。指定規則による学習内容と本学での開講科目の対応は、学生便覧に掲載している（資料 1-4）。学科ごとに履修要件等を定め、学生便覧では「履修上の注意点」として記載している（資料 1-4）。また、学内教育と学外臨床（地）実習についても、それぞれが順次性をもって体系的に編成されており、かつ双方が関連づけられるようにカリキュラム編成されている。なお、科目の順次性の検討は各学科が責任をもって行い、必要に応じて変更を加えている。

上記のとおり、教育課程の編成にあたっては、各科目は順次的かつ体系的に配置されている。学生便覧には履修モデルを掲載し、教育課程の全体像と科目の順次性を把握させることを心がけている（資料 1-4）。特に、看護学科では、学位授与方針（ディプロマポリシー）とカリキュラムの関係をカリキュラムマップやカリキュラムツリーにまとめ、学生及び教員に周知している（資料 4-3）。

単位制度については、学則（資料 1-2）と「つくば国際大学履修規程」（資料 4-2）に定められている。学生便覧においては、科目単位数にとどまらず、単位の算定も記載し、授業を受けただけでは学習時間を満たすことはできないと明記している（資料 1-4）。入学時のオリエンテーションや初年次教育講義においては、学生便覧を用いて詳細に説明している。とりわけ、授業外学習の重要性を強調し、アカデミックスキルの修得と並行して、講義ごとに準備学習のポイント（資料 4-4【ウェブ】）の説明にも力を入れている。

初年次教育および高大接続への配慮については、教務委員会の下部組織である初年次・補習教育 WG において検討、実施、そして点検・評価がなされている。入学前教育は、すべての学科で総合型選抜入学試験及び学校推薦型選抜入学試験の合格者に対して、学科独自の課題（必修）と業者による入学前プログラム（任意）による課題を提供し、入学前の学習習慣の維持と学力低下の防止を図っている。2022（令和 4）年度入学者に対しては、理学療法学科では大学共通テストの生物基礎の問題の解説ノートと解剖学の骨と筋の解説ノートの作成課題、看護学科では国語・数学・生物の課題、保健栄養学科ではオリジナルワークブック（化学、生物、食べ物と栄養）と調べ学習、診療放射線学科では数学と物理の

基本問題演習、臨床検査学科では、数学・生物・化学・物理の基本問題演習、医療技術学科では数学Ⅰ・数学Ⅱ・物理の基本問題演習が実施された。各学科は、採点と解説のフィードバックを行っている。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、入学前教育においてもリモート教育を導入し、Google Formの利用が拡大した。

初年次の補習教育（リメディアル教育）は、学部共通の数学教育と学科独自の教育が行われている。学部共通の数学補習教育（資料4-5）には初年次・補習教育WG委員が講師と受講生のサポートをする体制がとられている。受講対象者は、入学オリエンテーション時の「数学基礎学力テスト」の結果で抽出される。一方、学科独自の補習教育では、専門科目の修得に遅れをとりやすい科目を選び、当該科目の基礎学力を養成する精選した学習内容となっている。たとえば、2022（令和4）年度には、看護学科では週1回の頻度で数学基礎中心の学習を、診療放射線学科では物理の基礎と応用問題の演習講義（8回）を、臨床検査学科では入学直後に生物と化学の基礎講義を、医療技術学科では物理基礎学力テストの成績不良者に講義（6回）を実施した。いずれも専任教員によって正規のカリキュラム外で実施されている。

初年次教育については、各学科の責任担当としているが、その内容は共通して、アカデミックスキルの修得とキャリアデザインが柱である。理学療法学科では「理学療法セミナーⅠ」、看護学科では、「キャリアデザイン入門」、診療放射線学科、臨床検査学科では「医療保健学セミナー」で実施している（資料4-6）。

これらの初年次教育および高大接続に関する取り組みの点検・評価は、初年次・補習教育WGで行われ（資料4-7）、その結果は教務委員会および教授会に報告され、最終的に自己点検・自己評価委員会（学部）、自己点検評価委員会（全学）において、点検・評価が行われる。

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための教育として、まずは、先に述べた初年次教育でのキャリアデザインをあげることができる。1年次には各学科の目指す専門職への動機づけと、具体像をイメージさせることを目的に展開されている。具体的方法は学科で異なるが、学科の目指す専門職の仕事の実態について現場経験のある教員や現場で働く人の講話を聴き、病院を見学するなどが行われている。2年次以降は、それぞれの教育課程の中に「学内実習」と「学外実習」が設けられており、専門職としての技能の修得はもとより倫理観の醸成が図られている。

次に、国家試験合格のための指導がある。これは、学科ごとに国家試験対策委員を中心に、学内模擬試験や業者の模擬試験の実施と解説、成績分析票の作成、授業科目外の対策講座、学生への個別面談など、工夫をこらしている。いずれも学力の定着度合いを確認しながら、臨機応変に対策がとられている。学部には国家試験対策委員会が設置され、現状と課題、そして改善策が検討されている。年度末には学科ごとに、学内外の模擬試験結果と国家試験合格率との関連や指導方法の点検・評価を行い、次年度の国家試験指導計画が立案されている（資料4-8）。

学科ごとに、初年次教育、補習教育関連の結果や国家試験対策の振り返り、就職状況などを総合して分析し、教育内容の適切性や指導方法の改善につなげている。

一方、これらの結果は、PDCAサイクル表（資料2-3）として整理され、自己点検・自己評価委員会（学部）、自己点検・評価委員会（全学）にて点検・評価される。

以上のことから、本学では、教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると言える。

4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

本学では、1単位あたり45時間の学習量を確保するための措置として、保健栄養学科のみ1年間の履修登録上限単位数を48単位に設定している（資料1-13）。それ以外の学科では、学部共通の教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）に定められている「一年間の単位数が多くなりすぎないように、1年次から4年次まで適切に配置する」を遵守して科目配置を行っている。各学科の教育課程は目指す国家試験受験資格と関連していることから必修科目比率が9割前後を占めているため、教育課程の編成の際に履修モデルを作成している（資料1-4）。これにより、実質的に1年間の履修単位を制限することにつながっている。各学科の1年間の履修単位の最大は37単位～45単位である。再履修等で履修単位が増える時は、アドバイザーによる当該学生への学習指導がより注意深く実施されている。一方、授業外学習時間を確保するために、予習内容（「準備学習のポイント

ト」(資料4-4【ウェブ】)や復習課題を教員が指示している。課題量は教員の判断に任されている。なお、成績評価に関わる課題の場合は、コメント等を付して必ず学生に返却することとなっている(資料4-9)。授業外の学習については、図書館、PCルーム、空き教室の活用や、オフィスアワーの利用の促進により、学習時間の確保に取り組んでいる。特に、すべての学科は、4年生の自習のための教室を複数室確保し、学習環境を整えている。

各科目の内容はシラバスに掲載されている。シラバスには、授業形態、授業概要、目的・目標、準備学習、各回の授業計画、成績評価の方法・基準、教科書・参考書、担当教員からのメッセージ、オフィスアワーを記載している(資料4-10【ウェブ】)。シラバスの記載事項の検討とシラバス記載例の作成(資料4-9)は教務委員会で行われている。また、各学科の教務委員によってシラバス記載内容のチェックが行われ、必要に応じてシラバス執筆者に変更を求めている。公開されたシラバス内容や方法等に変更がある場合の指示方法は、シラバス内の「教員からのメッセージ」欄に記入することになっている。

シラバスと授業内容の整合性については、授業評価アンケートの「7:授業はシラバスに基づいてなされましたか」の回答結果によって点検されている(資料2-8【ウェブ】)。

学生の主体的参加を促す授業については、学部共通の教育課程の編成・実施方針(カリキュラムポリシー)で謳われている「少人数教育・双方向型学習をできるだけ多く取り入れる」の実践を目指した取り組みが行われている。例えば、診療放射線学科では必修の専門基礎科目において、看護学科では基礎看護学領域において、いずれも2クラス編成とすることで、少人数教育を進めている。また、学生間のコミュニケーションの機会として有効なグループ活動や双方向型授業も取り入れられている。グループ活動は、アカデミックスキルの獲得を目的とした「医療保健学セミナーⅠ」等の演習ではもちろんのこと、例えば、診療放射線学科の「チーム医療論」といった専門科目でも実施されている(資料4-11)。

学生にとって個々の授業が適切に行われることは保障されなければならない。そこで、授業評価アンケートへの学生からの回答、および、授業参観をした同僚からのコメントをもとに、教員の授業改善がおこなわれている。授業評価アンケートは、学生の自己学習時間や授業への取り組み等の学生の自己評価と授業評価の二つの柱からなる。後者は「シラバスに基づいて授業がなされましたか」、「授業は学生の理解度を把握しながらすすめられていましたか」など12の質問と自由記述である。授業評価アンケートの結果は教員にフィードバックされ、教員は授業を振り返り、次年度への改善点を報告書としてまとめている。同時に、学科・教科区分ごとの平均値が「授業評価アンケート結果」として大学ホームページで公開されている(資料2-8【ウェブ】)。一方、授業参観では、参観教員は授業の構成(教授方法、教材の選択の適切性)、教員の表現技術(話し方、声の大きさ、説明の仕方、教材の活用方法)、学生の様子(態度、集中度、発言や参加の程度)について観察し、講師に「コメント」として報告している。教員ごとの授業評価アンケート報告書は学科長によって、また、授業参観コメントのまとめ(資料4-12)は学科のFD委員によっておこなわれ、FD委員会で報告される。

加えて、教員の授業スキルの向上を目的とした研修会として、学部のFDフォーラム報告会(資料4-13)と学科の授業改善のための学習会(資料2-19)が実施されている。

また、学生が学習への取り組みをふりかえり改善することを促す方法として、診療放射線

学科では1年次に出席ポートフォリオを配付し、講義ごとの理解度や授業外学習時間の記入と週ごとの振り返りをさせ、アドバイザーとの面談資料としている（資料 4-14）。また、看護学科では、1年次にワーキングポートフォリオ（資料 4-15）を作成し、継続して2～4年にテーマポートフォリオを活用し、学生の意欲を高める工夫をしている。

教育の実施にあたっての学内内部質保証推進組織等のかかわりについては、学科教員会議（以下「学科会議」という）、教務委員会、FD委員会、自己点検・自己評価委員会（学部）と自己点検・自己評価委員会（全学）で点検評価される。

最後に、新型コロナウイルス感染症拡大への対策を述べる。

2020（令和2）年度は、すべての講義と実習はオンライン形式となった。本学では学部内にオンライン授業検討ワーキンググループを急遽立ち上げ、オンライン授業への移行に伴い検討すべき事項を抽出し、緊急の対応方針を策定・実施した（資料 4-16）。学部共通の方針をもとに、学科の特性を考慮して、学科ごとに、Google Classroom・Google Form・Google Meetなどの操作方法や資料作成の手順および注意点等をマニュアル化した。加えて、学生の通信環境とパソコン環境を調査し、必要に応じて教員が個別にインターネット環境の改善や機器の操作方法を指導するなど、教員は学生の状況を詳細に把握し、相談に対処した。また、学生の体調不良や通信障害により受講できなかった場合に備え、必ず授業を録画する措置を講じた。学生に対してはオンライン授業の問題等のアンケートも実施し、現状と課題を学科間で共有した（資料 4-17）。

2021（令和3）年度には、基礎科目の一部をオンライン授業としたが、それ以外は通常の授業形態に戻った。学生にはあらかじめ茨城県のコロナ NEXT 判断指標（Stage）が Stage 4 以上になればオンライン講義に移行することを伝え、その準備をしておくよう指導した。新入生にはオリエンテーション時にオンライン設定の手順を教え、学生の自宅と教員間でオンライン試行も行った。対面授業では、手指消毒、室内換気、一定の間隔をあけた座席指定など、感染症対策は前年度と同様に行った。この基本方針は、2022（令和4）年度も継続されている。

以上のことから、本学では、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているといえる。

4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部
質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続きの明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組
織等の関わり

本学の単位認定、授与については学則第 25 条に、成績評価の方針は学則 28 条に示され（資料 1-2）、具体的内容は「つくば国際大学履修規程」（資料 4-2）と「つくば国際大学試験実施要領」（資料 4-18）に定められている。これらの詳細は学生便覧に記載されている（資料 1-4）。

成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するために、本学では、教員採用の時点で成績評価の厳格性等については徹底しており、さらに毎年、教務委員会では、厳格な試験実施方法を検討・決定し、教員および学生に周知している。また、シラバス記載例においても成績評価には客観的評価が困難と思われる判定基準はもちいないように注意喚起している（資料 4-9）。

教員には、シラバスに記載されている成績評価方法に則った適正かつ厳格な評価の実施と、学生への丁寧な説明を行うことは科目担当教員の責務であることの周知徹底に努めている。学生には成績評価の決まり事はオリエンテーションにおいて、他方、個々の教科の評価については科目担当教員が初回の講義で説明している。

他大学での既修得単位の認定については、学則第 26 条および第 27 条に原則が示されている（資料 1-2）。認定ルールの詳細は、教務委員会で審議され、教授会で決定される。医療保健学部では体系的なカリキュラムによる教育が特に重要であることから、基礎科目（教養科目）のみ教授会で審議のうえ 10 単位以内で認めている（資料 4-19）。専門基礎科目と専門科目の既修得単位の認定については、学生に学部・学科の教育目標の一つである体系的な専門知識と技術を修得させるために、原則として認めないこととしている。

卒業及び学位については、学則第 36 条、第 37 条に定められたとおり、所定の授業科目を履修し、規定単位数以上を修得した者について、教務委員会、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定するとともに、学位を授与している。卒業要件については、学生便覧に明示する一方、学生には入学時から周知徹底している。また、大学ホームページで卒業要件を公開し、随時確認できる（資料 4-20【ウェブ】）。

以上のことから、本学では学則に基づき、成績評価、単位認定、および学位授与が適切に行われている。

4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

教育課程の総合評価として用いられている客観的指標は、国家試験合格率（資料 1-18【ウェブ】）と就職率（資料 1-17【ウェブ】）である。これらの指標を主軸に各学科において、教育内容や教育方法、教育体制、学生指導などの点から課題を抽出し、次年度の対応が議論されている。

学位授与方針（ディプロマポリシー）に明示した学生の学習成果の把握の取り組みとして、看護学科では、テーマポートフォリオを導入し、各学年の学位授与方針（ディプロマポリシー）の自己評価と学生の目標、キャリアデザインの設定からの評価を行っている（資料 4-21）。

学習成果の把握については、学科会議、FD 委員会、自己点検・自己評価委員会にて検討される。

4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・ 学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育課程及びその内容、方法の適切性などの検証は、授業評価アンケートの結果や国家試験対策実施内容および合格率、初年次教育、補習教育結果、学生ごとの未習得科目などをベースに、学科会議で定期的に議論されている。その結果から抽出された課題は、PDCA サイクル表にまとめられ、FD 委員会で報告、検討されている。検討後は、自己点検・自己評価委員会（学部）、自己点検・自己評価委員会（全学）でさらに点検・評価される仕組みとなっている。

点検・評価結果に基づき、全学的には、2021 年度には学位授与方針（ディプロマポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）、入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）の改定が行われ、3 方針の整合性とわかりやすさを実現した（資料 1-8、1-9）。また、2022（令和 4）年度には授業改善のための資料として現行の授業評価アンケートの質問項目は不十分であるという指摘が出され、変更の検討に入った。

4.2. 長所・特色

本学は、高い倫理観、幅広い教養を身につけ、体系的な専門知識と基本的実践能力等を備えた保健・医療の専門職を育成することを教育目標とし、教育課程が編成されている。各学科共通して、学生便覧に履修モデルを掲載し、4 年間の学習内容の全体像を示している。特に、看護学科では、授業と学位授与方針（ディプロマポリシー）との関連を可視化し（資料 4-3）、入学から卒業まで継続したポートフォリオを用いた学習成果の自己評価を実施している（資料 4-21）。これにより、学生は専門職にむけた学習到達度を明確にでき、将来を見据えた現状の振り返りが可能となった。

一方、本学では、学科ごとにその特性を踏まえた国家試験対策が講じられている。各学科の対策内容は、学科会議で入念に検討され、実施されている。2021（令和 3）年度の診療放射線学科では、従来対策に加えて、知識のアウトプットとアクティブラーニングの強化、そして個別面談を重視し、学生の意欲や主体性を引き出す指導を行った。（資料 4-22）。その結果、全国合格率を上回る成果を得た（資料 1-18【ウェブ】）。

4.3. 問題点

全学科の教員が初年次教育、補習教育の重要性を認識し、学科ごとにその対策に取り組んでいるが、その効果は必ずしも上がっていない。特に補習教育（リメディアル教育）では回を重ねるごとに学生の出席率は低下し、基礎学力の向上を必要とする学生ほど欠席する傾向にある。この点に対し、学生への動機づけや欠席の多い学生への面談を実施するなど対応

を講じてきたが、期待する結果は得られていない。授業方法の適切性や授業内容の再検討などの更なる改善が必要である。

また、教育課程の学習成果の一つである国家資格取得においても、合格率の伸び悩みは課題である。本課題に対しては、学生の意見の聴取やアドバイザー面談結果などをもとに改善の道を探ることや、学力差のある学生への教育方法の工夫が求められている。

4.4. 全体のまとめ

本学では、教育目標に基づき、学位授与方針（ディプロマポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）を定め、修得すべき学習成果をわかりやすく掲げ、公表している。また、各学位課程にふさわしい教育課程を編成し、授業科目を適切に開設している。授業はシラバスに基づいて実施され、厳格な成績評価により単位認定されている。

また、授業科目ごとの点検には授業評価アンケートと授業参観の結果が、そして教育課程の総合的な評価には国家試験合格率と就職率が用いられている。教育課程・学習成果に関することは、学科会議、教務委員会、FD委員会、自己点検・自己評価委員会（学部）、自己点検・自己評価委員会（全学）にて点検評価する体制が整えられている。

本学の学位課程においては概ね適切な教育が実施されていると言えるが、一方で、国家試験合格率が伸び悩んでいる点は問題であり、点検評価方法の見直しや新たな指導方法を探る必要がある。

第5章 学生の受け入れ

5.1. 現状説明

5.1.1. 入学者受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた入学者受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準の判定方法

本学では、高い倫理観、幅広い教養、体系的な専門知識と基本的臨床実践能力を備えた、理学療法士、看護師・保健師、管理栄養士・栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士を育成することを目的として教育を行っており、この目的を達成するために、各学科それぞれに「学位授与方針（ディプロマポリシー）」、「教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）」、「入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）」を定め、この方針を、大学ホームページ（資料1-12【ウェブ】、1-11【ウェブ】、1-10【ウェブ】）、大学案内（資料1-6）に掲載し、「入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）」については学生募集要項（資料5-1、資料5-2【ウェブ】）にも掲載して公表している。また、オープンキャンパスにおいても学科の「入学者受け入れ方針」を説明し、高校生・受験生への周知を図っている。

たとえば、理学療法学科では以下の入学者受け入れ方針を定めている。

- ・多様な文化や価値観を尊重でき、他者に共感する能力が備わっている人
- ・人の尊厳を大切にし、医療従事者としての倫理観とコミュニケーション能力が備わっている人
- ・保健・医療・福祉・教育・工学の分野に貢献する意欲が備わっている人
- ・理学療法士を目指す強い意志が備わっている人
- ・人の体と疾病の成り立ちに興味と探求心を持つ人が望ましい

また、理学療法学科の学位授与方針（ディプロマポリシー）は以下のように定められていて、大学ホームページ（資料1-12【ウェブ】）に示されており、入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）と整合性がとれている。

- ・多様な文化的背景や価値観を理解し、他者に共感できる豊かな感受性を持ち、チーム医療の中で主体的な役割を担うことができる。
- ・高い使命感と倫理観を身につけ、状況に応じた人間関係を築くためのコミュニケーション能力を発揮することができる。

- ・さまざまな学問に興味を持ち、幅広い教養を身につけ、医療人として社会に貢献することができる。
- ・新たな課題に対して、既存技術を応用する創造性と柔軟性を身につけ、進歩する技術を受け入れ発展させることができる。
- ・医療保健分野の様々なニーズに対応するために、専門的知識と技能を生かしながら、理学療法士として活躍することができる。

理学療法学科と同様に全学科において「学位授与方針（ディプロマポリシー）」、「教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）」、「入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）」が定められ公表されている。

5.1.2. 学生受け入れ方針に基づき、学生募集および入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試実施委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施ための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

- ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

- ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の顧慮等）

本学での学生募集は、本学ホームページで受験生用のサイト（資料 5-3【ウェブ】）を設け、入学試験情報、オープンキャンパス情報、学部学科紹介などを行っている。また、日刊紙をはじめ各種の新聞・高校生向けの雑誌等への入学案内や大学紹介記事の掲載、教育関係機関や業者等の主催する大学説明会や入試説明会への参加、茨城県内の高校を中心に直接訪問し進学予定者や進路担当教員への説明、個別の高校の要望による生徒を対象とした本学の説明会、高校や受験希望者への大学案内や学生募集要項の郵送などの活動によって募集を進めている。

学生募集の広報活動として企画広報室を中心にオープンキャンパス、高校訪問などを行っているが、募集活動の強化を図るために 2019（令和元）年度から広報推進委員会（資料 2-4【ウェブ】）を設置してオープンキャンパスの内容、高校訪問などについて検討している。

オープンキャンパスは例年 8 回ほど実施しており、全学共通で学科紹介と入試説明、施設見学、模擬授業、個別相談を行っている。模擬授業では、講義だけでなく、各学科の特性を

生かした体験型授業をできるだけ多く実施するように心掛け、参加者の関心を高めるように努めている。2020（令和2）年度のオープンキャンパスは新型コロナウイルス感染症拡大を防止するためにオンラインによる開催に変更した。2021（令和3）年度は対面での開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況を注視しながら、8回のうち5回をオンライン形式で開催、3回を対面形式で開催した。対面での開催の場合は完全予約制として人数を制限し、当日は参加者の検温、アルコールによる手の消毒、マスクの着用等感染防止の対策を徹底して実施した。

入学者選抜方法は、一般選抜（1期、2期）、学校推薦型選抜（1期：指定校推薦、公募推薦、2期：一般公募推薦）、社会人選抜（1期、2期）、総合型選抜（1期、2期）、大学入学共通テスト利用選抜（1期、2期、3期）を実施している。なお、2022（令和4）年度実施の2023（令和5）年度入学者選抜試験では、総合型選抜3期・4期試験を追加した。

入学者選抜基準は、学生募集要項に「選抜方法」、「出願資格等」、「推薦基準」として記載されている（資料 5-1）。この学生募集要項は、茨城県の高등학교はもとより、全国の高등학교にも送付されており、それらの内容は、高등학교の教員に対しては「つくば国際大学・つくば国際短期大学教員対象入学試験説明会」で説明を行い、進学希望者にはオープンキャンパスや高등학교訪問の際にも詳細な解説を行っている。また、受験を希望している生徒等に対しては、過去の入学試験問題を開示している。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、2020（令和2）年度からの入学試験では対応・対策の措置を講じて実施した（資料 5-4【ウェブ】）。試験当日の感染防止対策として、検温、アルコールによる手の消毒、マスク着用の徹底、控室と試験室における人数制限、換気などを実施した。当日、新型コロナウイルス感染症への罹患及び発熱や咳等の症状があり受験できない場合は、以降に実施する入試の受験を希望する受験生に対し、出願資格に該当する入試への振替受験の対応を行った。なお、入学検定料は不要とした。また、新型コロナウイルス感染症の影響によって予定されていた試験日に入学試験が実施できない場合を考慮して予備日を設定し、入学試験日程の変更が生じた場合は大学ホームページで随時公表することにした。2020（令和2）年度の入学試験以降、新型コロナウイルス感染症の影響によって受験生の不利になるような問題は生じていない。

本学の入学者選抜制度については、以下に入試区分毎に記述する。

① 一般選抜（1期、2期）

一般選抜の試験科目は英語が必須で、その他の科目（国語、数学、生物基礎、化学基礎、物理基礎）から2科目を受験することになっている。

また、2013（平成25）年度の入学試験からは入学者数確保を図ることを目的として、一般入学試験において第二志望制度を導入することを決め、2016（平成28）年度からはセンター利用入学試験においても第二志望制度を導入した。試験会場は従来本学キャンパスのみで実施していたが、県外からの受験生が受験しやすいように、一般選抜の試験会場は本学キャンパスに加えて東京会場を設けている。

② 学校推薦型選抜（1期：指定校推薦、公募推薦、2期：一般公募推薦）

学校推薦型選抜は、高等学校長（指定校推薦）・高等学校教員（公募推薦）から人物・志望動機・適性・学力を長期間観察したうえで推薦されていると考え、学部としてもその点に期待してこの選抜方法を採用している。入学試験では、小論文、調査書、個人面接の評価結果を総合して合否の判定を行っている。小論文は、国語力と科学的思考力を評価できる問題を出題している。

③社会人選抜（1期、2期）

本学の出願資格を満たし、入学の時点で満23歳以上の者を対象とした入学試験である。社会人選抜は、理学療法士、看護師・保健師、管理栄養士・栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士を志望する学習意欲のある社会人を受け入れる目的で実施している。入学者選抜方法は、学校推薦型選抜と同じである。

④総合型選抜（1期、2期）

総合型選抜では基礎学力試験、面接、調査書等の評価結果を総合して合否の判定を行っている。面接では志願者の多様な能力、個性、意欲を評価し、入学への適性を判定する。また本学のアドミッションポリシーを理解し、本学で学ぶことを強く希望する志願者と相互理解を深め、人物・志望動機・適性を総合的に評価している。

⑤大学入学共通テスト利用選抜（1期、2期、3期）

大学入学共通テストの成績により合否の判定を行う。大学入学共通テストの成績は、英語、国語、数学、理科のうち3科目を使用している。3科目のうち、全学科で英語を必須とし、国語、数学、理科から高得点の2科目を合格判定に使用する。理科は、物理基礎、化学基礎、生物基礎の3科目のうちから2科目の組み合わせを1科目分として合格判定に使用し、基礎科目を受験せず、物理、化学、生物を受験した場合は第1解答科目を合格判定に使用する。

授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供については、学生募集要項（資料5-1）に学費その他経費を明記するとともに、本学ホームページの受験生サイト（資料5-2【ウェブ】）に掲載している。

また、2010（平成22）年度から大学独自の給付制度として「入試特待生制度」を導入し、学生募集要項（資料5-1）や大学ホームページ（資料5-5【ウェブ】）で周知している。2010（平成22）年度から2014（平成26）年度までは一般入学試験と大学入試センター利用入学試験の成績優秀者に対し入学金を免除したが、2015（平成27）年度からは前期授業料を30万円減免することに変更した。

入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備、公正な入学者選抜の実施については、本学では大学教育を受けるにふさわしい、そして、本学の建学の理念・目的を達成することが可能な学生を受け入れるため「つくば国際大学入学者選考規程」（資料5-6）に則り、入学者の選考に関する事項を審議するために入学者選考委員会を設けている。その下部組織として、入学試験実施委員会および入学試験問題作成委員会がある。入学者選考委員会は、入学試験に関する基本事項、すなわち入学試験制度をはじめと

して、その内容・方法・期日など、そして入学候補者の審議決定を行っている。特に入学試験に関しては「公正」を第一に考え、その実施に当たっており、入学者選考委員会の審議決定の結果が教授会に報告され、了承を得ている。入学試験実施委員会は、入学試験の実務を担当する組織であり、入学候補者選考の資料作成までを行っている。入学試験問題作成委員会は、入学試験問題の妥当性・信頼度を念頭において入学試験問題の作成に当たっている。

入学試験問題の作成は、学部長から委嘱された出題者（1科目に複数の担当者）が行い、科目毎に責任者を任命している。校閲校正は各科目2名の担当者を任命し問題の適切性、誤字脱字等のチェックを実施している。また、入試問題の漏えいが生じないように、問題を学外へ持ち出すことやネットワークを利用した情報のやり取りなどは禁止することなどの措置を行っている。

入学試験時は学部長、教学部長、各学科長と入学試験実施委員会の委員及び入試問題作成者の責任者からなる入学試験実施本部を設置し、入学試験実施委員会委員長が業務の責任者として運営にあたる。試験監督者、面接は原則教員が行い、会場設営、受験生の誘導等は事務職員が担当する。

入学試験実施後は、入学試験実施委員長立ち合いのもと担当教員が採点を行い、事務職員により速やかに入試結果のデータ入力および合否判定資料の作成を行う。その結果を踏まえ、入学試験実施委員会が開催され、各学科による合否判定案の作成を経て、入学者選考委員会において学長の承認を得て合否が決定される。

入学を希望するものへの合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施については、受験の際に、受験者本人の疾病、身体に障がいがある等の理由で受験上の配慮を希望する場合は、出願前のできるだけ早い時期に本学に相談するよう学生募集要項に記載し（資料5-1）、受験会場の変更、受験時間の延長などを実施している。

5.1.3. 適切な定員を設定して、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・ 入学定員に対する入学者数比率（入学定員充足率）
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足率）
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

入学定員に対する入学者数比率（入学定員充足率）については、学部全体で2018（平成30）年度0.89、2019（平成31）年度1.00、2020（令和2）年度1.23、2021（令和3）年度1.07、2022（令和4）年度1.00、であり、ほぼ適切な数値に管理されている（大学基礎データ表2）。2020（令和2）年度は1.23と適正数値から超過した。理学療法学科、看護学科、診療放射線学科、臨床検査学科では例年になく入学を辞退する受験生の数が少なく、歩留まり率が高かったためである。入学定員充足率の直近5年間の平均は学部全体で1.04であり、

学科別では、理学療法学科、看護学科、診療放射線学科、臨床検査学科、医療技術学科の5学科はほぼ定員を確保しているが、保健栄養学科は0.59と未充足の状態が続いている。また、診療放射線学科では1.32と適切な入学者数を超過している。保健栄養学科は設置以来大幅な定員未充足の状態が続いたため、2014（平成26）年度から定員を40名に削減する措置をとったが、直近5年間では2020（令和2）年度、2022（令和4）年度に0.83となった。

収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足率）については、収容定員充足率は学部全体で2018（平成30）年度0.92、2019（平成31）年度0.92、2020（令和2）年度0.99、2021（令和3）年度1.03、2022（令和4）年度1.05であり、ほぼ適切に収容定員を充足している（大学基礎データ表2）。ただし、保健栄養学科の収容定員充足率は0.5前後と低い水準のままである。また、診療放射線学科の在籍学生数比率が入学者数比率と同じく継続的に1.0を大きく上回っている。

収容定員に対する在籍学生数は、学部全体では適切な在籍学生比率をほぼ維持しているが、一部の学科で過剰又は未充足となっている。診療放射線学科で超過が続く要因として、入学者数が継続して超過していることと学業不振による留年者の数が多いためである。

本学での留年者を減少させる対策として、新入生に対して補習教育（リメディアル教育）を実施している。まず、4月のオリエンテーション時に新入生全員に対して数学基礎学力テストを実施し、基準点に満たなかった学生に対して前期期間中週1回の補習を行い、各学科では専門科目を理解するうえで必要な基礎科目について学科独自の補習講義、学習相談などを実施している。しかしながら、学力の向上は効果が現れるまでには至っていない。補習教育（リメディアル教育）の実施方法、結果については教務委員会の下部組織である初年次・補習教育WGで検討・評価し、教務委員会に報告している。

設置以来、未充足が高水準で続いている保健栄養学科については留年者数、退学者数ともに少ないが、入学者数比率が他学科に比べ低いため、在籍学生比率が0.5前後と低い状況が続いている。競合する県内の大学に比べ差別化するような特色が出せていないこと、国家試験の合格率が低いことなどが受験者数の少なさに繋がっていると考えられる。

募集活動として保健栄養学科教員と事務局企画広報室担当者が高校訪問を積極的に行い、学科のPRに努めている。さらに、保健栄養学科では国家試験対策委員を中心に全教員が協力して補習講座を行い国家試験の合格率を上げる取り組みを行っている。

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れについては、事務局企画広報室において入学試験の志願者数、合格者数、

入学者数の結果（大学基礎データ表 2）を分析し、次年度の入試日程について検討し、入学試験実施委員会に諮る。入学試験実施委員会では入試日程、入学試験の選抜方法ごとの募集人数、指定校推薦選抜の指定校の選定と推薦人数の見直しなどを行っている。また、学生募集に関わる広報、オープンキャンパスの計画と実施については広報推進委員会が中心になって実施する。茨城県内外の高校訪問については、企画広報室が中心になって各高校の現状や進路に関する動向を把握し、各学科教員と協力のもと行っている。

上記で検討した結果については学長、事務局長、学部長、教学部長、学科長からなる入学選考委員会において審議し、決定している。

また、入試問題の質や内容の適切性に関しては入学試験問題作成委員会と入学試験実施委員会で点検、評価し、適切な入試問題の作成に努めている。

点検・評価結果に基づく改善・向上について、入学者数の超過に関しては、入試の合否判定の会議（入学試験実施委員会、入学選考委員会）において前年度のデータなども参考にしながら合格者数を決定し、できるだけ適正な人数になるよう検討を行っている。受験者数の多い学科では、合格しても入学手続きをしない合格者が一定数いることを考慮し、入試の合否判定では定員数よりも若干多く合格させている。歩留まり率は年により変動があるが、ある程度予測できるため、ほぼ適正な入学者数となっている。

5.2. 長所・特色

本学は茨城県内では理学療法学科、看護学科、保健栄養学科に加え、県内ではまだ少ない診療放射線学科、臨床検査学科そして県内では唯一の臨床工学技士の国家試験受験資格が得られる医療技術学科の6学科を擁する医療系大学であり、多くの卒業生を送り出し、地域社会の医療・福祉に貢献してきた。

2021（令和3）年度にMRI検査棟が竣工し、診療放射線学科と臨床検査学科の画像検査学授業で使用が開始された。医療系の大学でMRI装置のような高度の医療設備を有する施設は少なく、本学の大きな特色である。学生の教育に利用されるだけでなく、オープンキャンパスにおける見学施設のひとつに加わり、学生募集においても本学のPRに役立つ施設である。今後の入学者の確保について良い影響をもたらすと考えられる。

5.3. 問題点

安定して定員を確保できているのは理学療法学科と診療放射線学科の2学科であり、看護学科、臨床検査学科、医療技術学科は変動があり、今後安定して定員を確保できるかどうかは不明瞭である。看護学科については看護系の大学や学部・学科の新設が続いており、今後も安定して定員を維持するためには積極的な対策を講じる必要がある。また、医療技術学科については臨床工学技士という資格そのものが一般的にあまり知られていない特殊な専門領域であるためか、オープンキャンパスの参加者数が少なく、入学試験の受験者数もあまり増加していないので、積極的なPR、募集活動が必要である。

保健栄養学科については定員を削減したにもかかわらず入学者数、在籍学生数が改善されていない。その要因は、県内に競合する大学が複数あること、立地条件、国家試験の合格率、PR 不足など複合的である。適正な入学者数の確保のためには広報の強化、学科の特色を明確にして魅力ある学科作りに取り組み、国家試験合格率の改善などが急務である。また、他学科においても同様であるが、さらに編入制度の設置について検討していく必要もある。

臨床検査学科についてはほぼ定員を確保できているものの、近隣地域において臨床検査学科を開設する大学が増えてきており、入学者を確保するために早急な対策が必要である。

今後の少子化の加速により学部全体の志願者数減少が予測される。適正な入学者数を確保するためには、学生募集の方法の検討、積極的な広報活動、魅力ある学科作りなどが必要である。

留年者数を減らすことは在籍学生数の適正化につながるもので、時間を気にせずにより勉学に集中できる学習環境、基礎学力が不足している学生に対しては学習を支援するための組織作りなどを整備する必要がある。

また、大学の知名度を上げるために、教員の研究活動や大学の地域貢献・社会貢献の支援と大学ホームページや SNS を利用して積極的に紹介することは大学の知名度のアップになり、受験生にとって受験の動機につながるだろう。大学施設を地域の活動や学術活動の会場として使用することも大学と地域との交流を深め、地域における大学の知名度を高めることになり、中長期的視野で捉えると入学者数の増加につながる可能性がある。

5.4. 全体のまとめ

本学は、入学者受け入れ方針を明示し、公表し公正かつ適切な学生募集および入学者選抜を行っている。また、適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している。学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

入学者数、在籍学生数の観点から、学生の受け入れに関しては一部超過している学科と未充足の学科があるが、学部全体としてはほぼ適正である。しかし、6 学科のうち充足している学科は 2 学科のみであり、少子化による受験者数の減少は未充足の学科に影響が生じ、全体として、今後安定して定員を確保できるかどうかは不明瞭である。

今後、入学者数定員充足のためにはより積極的な広報活動、学科の特色を明確にして魅力ある学科作り、国家試験合格率の改善、編入制度の設置について検討していく必要がある。

在籍学生数の適正化については超過している学科については留年者数を減らすことが重要であり、学習環境の整備、基礎学力が不足している学生に対しては学習を支援するための体制を整備する必要がある。在籍学生数が未充足の学科については前述の入学者数増に取り組む。さらに、大学全体として、中長期的な視野に立って大学の知名度を高めていくことも入学者数の増加のために必要である。

第6章 教員・教員組織

6.1. 現状説明

6.1.1. 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

2016（平成28）年度の大学基準協会による第2期の認証評価の〈概評〉で、大学として求める教員像の明文化が指摘され、2018（平成30）年度に大学が求める教員像について、以下のように明文化した。大学として求める教員像は、①医療・保健・福祉の専門家として、学生の学習支援に柔軟に且つ積極的に係わるとともに学生の自己学習能力を引き出すことのできる人、②自己の研究を幅広く発展させ、その成果を社会に提供できる人、③大学組織の一員として、大学の発展に協力できる人（資料6-1）。

本学の教員組織の編制方針については、以下のように明文化した。教員組織は、学部の教育目的を実現するために以下の5項目に基づいて編成する。①大学設置基準に基づき、適切に教員配置をする、②学科の特性を踏まえ、年齢構成、性別などに大きな偏りがないような教員構成にする、③教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が担当する、④教員の募集・採用・昇任に関わる人事は、人事委員会で教員人事に関する規程・基準・細則・手続きに則って、厳正かつ適切に行う、⑤FDの一環としての教育改善のための組織的な研修を実施する（資料6-1）。

教員の連携に関しては、入学者選考委員会、人事委員会、自己点検・自己評価委員会（全学）、FD委員会（全学）、個人情報保護委員会、図書館委員会など、本学の重要委員会の多くが全学の委員会であり、学部長・教学部長・学科長など全学の役職者の連携を図る機能を有している。これら全学の委員会においては、学長を委員長として設置し、学部長・教学部長・学科長や他の役職者等を構成員として本学の重要事項を審議し、意思決定を行っている（資料2-4【ウェブ】、6-2）。また、学部懇談会を学部長、教学部長、学科長、総務課長、医療保健学部事務室長から成る学部の連絡調整機関として、原則月2回開催し、情報の共有を図っている（資料2-9）。

学科間の教員の連携については、本学では学則の第9条（資料1-2）によって「つくば国際大学教授会規程」（資料6-3）を定め、この規程に則って教授会を設置し、教育研究に関する重要事項を審議している。また、学部の教授が構成員である教授会に加えて、教務委員会、学生委員会、自己点検・自己評価委員会（学部）、FD委員会（学部）、入学試験実施委

員会などは、学部長・教学部長・学科長と各学科選出教員から構成されており、学科間の連携を深める機能を有している。また、学科内の教員の連携に関しては、各学科で定期的に学科会議が開催されており、学科教員間の連携が保たれている。

学科間での教育研究に係る責任の所在に関しては、学校教育法第92条に定められている通り、学長が大学の包括的な最終責任者であり、学部長は学部の運営責任者である。

以上のことから、大学として求める教員像や教員組織の編制方針は明確に規定されており、その編成方針に沿った教員組織を整備している。また、各教員の役割や連携のあり方、教育研究に係る責任の所在についても各委員会、教授会、学科会議を通じて適切に共有されている。

6.1.2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置
- ・学科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

本学では、前述した教員組織の編制方針に従って教員組織を整備している。2022（令和4）年5月1日現在、医療保健学部の教員構成数は、教授35名（男27名、女8名）、准教授18名（男11名、女7名）、講師16名（男8名、女8名）、助教16名（男7名、女9名）である。年齢構成の内、60歳以上の人数は、教授35名中24名（69%）、准教授18名中3名（17%）、講師16名中3名（19%）、助教16名中0名（0%）であり、教授でその割合が高い（大学基礎データ表5）。60歳以上の人数の多い職位の年齢構成は、公募によって漸次調整していく。

理学療法学科の専任教員は17名（教授7名、准教授3名、講師4名、助教3名）であり、必修の専門科目・専門基礎科目の90%を専任教員が担当している（大学基礎データ表4）。14名は理学療法士の資格を有している。13名は博士の学位を有している。17名中14名は理学療法を専門に扱う教員で、理学療法士育成に必要な全領域の専門科目と専門基礎科目を担当している。

看護学科の専任教員は21名（教授6名、准教授3名、講師5名、助教7名）であり、必

修の専門科目・専門基礎科目の83%を専任教員が担当している（大学基礎データ表4）。20名は看護師の資格を、3名は看護師と保健師の両方の資格を有している。3名は博士の学位を有している。21名中20名は看護学を専門に扱う教員で、看護師・保健師養成に必要な全領域の専門科目と専門基礎科目を担当している。

保健栄養学科の専任教員は8名（教授5名、准教授1名、講師2名）であり、必修の専門科目・専門基礎科目の82%を専任教員が担当している（大学基礎データ表4）。1名は医師、5名は管理栄養士の資格を有している。6名は博士の学位を有している。8名中5名は栄養学・食品学を専門に扱う教員で、管理栄養士育成に必要な全領域の専門科目と専門基礎科目を担当している。

診療放射線学科の専任教員は19名（教授8名、准教授5名、講師5名、助教1名）であり、必修の専門科目・専門基礎科目の90%を専任教員が担当している（大学基礎データ表4）。1名は医師、15名は診療放射線技師の資格を有している。12名は博士の学位を有している。19名中16名は診療放射線学を専門に扱う教員で、診療放射線技師育成に必要な全領域の専門科目と専門基礎科目を担当している。

臨床検査学科の専任教員は12名（教授5名、准教授5名、助教2名）であり、必修の専門科目・専門基礎科目の74%を専任教員が担当している（大学基礎データ表4）。1名は医師、9名は臨床検査技師の資格を有している。8名は博士の学位を有している。12名中10名は臨床検査学を専門に扱う教員で、臨床検査技師育成に必要な全領域の専門科目と専門基礎科目を担当している。

医療技術学科の専任教員は8名（教授4名、准教授1名、助教3名）であり、必修の専門科目・専門基礎科目の80%を専任教員が担当している（大学基礎データ表4）。1名は医師、3名は臨床工学技士の資格を有している。6名は博士の学位を有している。8名中6名は臨床工学を専門に扱う教員で、臨床工学技士育成に必要な全領域の専門科目と専門基礎科目を担当している。

各学科には学科構成教員数を踏まえ、基礎科目および専門基礎科目である解剖学（1名）、生理学（1名）、生物学（1名）、薬理学（1名）、医学一般（2名）、公衆衛生学（1名）、スポーツ科学（1名）、社会福祉学（1名）、心理学（1名）、情報処理・医療統計学（3名）、英語（1名）を担当する専任教員を配置し、学部・学科を横断的に基幹科目と関連科目の教育にあたっている。薬理学の担当教員は薬剤師の資格を有し、社会福祉学の担当教員は社会福祉士の資格を、心理学の担当教員は公認心理師の資格をそれぞれ有している。

主として教育・研究の補助業務を行う助手は、理学療法学科に2名、看護学科に5名、保健栄養学科に5名、診療放射線学科に2名、臨床検査学科に1名、医療技術学科に1名をそれぞれ配置している。助手の全員が理学療法士、看護師・保健師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士のいずれかの資格を有している。

前述したように、専任教員の多くは医師、理学療法士、看護師・保健師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士の資格を有し、各学科の専門科目教育の大部分を担当している。また、必修の専門科目・専門基礎科目のほとんどを専任教員が担当している（大学基礎データ表4）。医療現場での経験豊かな教員、臨床的な研究をしている教員など、医療の現場に精通している教員を多く配置している（資料6-4【ウェブ】）。

以上のことから、教育研究を遂行するための教員組織の編制実態は編制方針に整合しており、必要とされる専任教員数の確保、専任教員の専門性を踏まえた配置は適切に行われている。

6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学では、「つくば国際大学職員の人事に関する規程」（資料6-5）の第5条に基づいて人事委員会を設置し、教員の人事に関する事項を審議している。また、大学設置基準の規定をもとに「つくば国際大学職員の人事に関する規程」、「つくば国際大学教員資格審査基準」（資料6-6）、「つくば国際大学助手に関する規程」（資料6-7）、「つくば国際大学研究者の行動規範」（資料6-8【ウェブ】）を制定し、教員に求める能力・資質等を明確にしている。

完成年度を終えた学部の教員人事に適応できるように2010（平成22）年度の人事委員会で、「つくば国際大学教員資格審査基準」（資料6-6）を改正するとともに、「つくば国際大学教員資格審査基準・医療保健学部細則」（資料6-9）、「つくば国際大学教員の採用・昇任手続き」（資料6-10）、「つくば国際大学助手に関する規程」（資料6-7）を定めた。これらの資格審査基準や細則は大学設置基準の規定に準拠して定められている。

教員の採用・昇任にあたっては、人事委員会において人事委員会委員1名と候補者の専門分野または近接分野から選出された人事専門委員2名の教員により、候補者から提出された個人調書、教育研究業績書、論文等を審査し、さらに学長・学部長等による面接等で、本学の教員に求める能力・資質を有しているかどうかを確認している。

以上のことから、教員の募集・採用・昇任に関わる人事は、教員人事に関する規程・基準・細則・手続きに則って、厳正かつ適切に行われている。

6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学では、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という）に関して、FD委員会（全学）と下部組織であるFD委員会（学部）を中心に、教員の資質向上を図るために以下のような取り組みを行っている。

FD 委員会（全学）は年度末に開催され、当該年度の学部・学科の FD 活動報告と次年度の FD 活動方針を検討し、確認している（資料 2-19）。

前期・後期の授業終了時には「授業評価アンケート」を実施し、アンケート結果の分析と次年度に向けた授業改善策の報告を全教員に義務づけている。アンケートの分析結果は大学ホームページで公開している（資料 2-8【ウェブ】）。

前期・後期の授業期間中には教員相互の「授業参観」を実施し、他の教員の授業内容や教育スキルを学ぶ機会としている（資料 4-12）。また、各学科において研修会を開催し、相互に意見交換を行うことにより授業改善を図っている（資料 2-19）。

毎年、公益財団法人大学コンソーシアム京都が主催する FD フォーラムに複数教員が参加し、その後、学内で「FD フォーラム報告会」を開催している。教職員は先進事例に関する知見および他の大学が抱えている問題を理解する機会として活用している。2021（令和 3）年度は、第 27 回 FD フォーラム（オンライン形式）に 6 名の教員が参加した。FD フォーラム報告会については 2022（令和 4）年 3 月に実施し、教員 88 名（88%）と事務職員 16 名（67%）が参加して活発に討議を行った（資料 4-13）。

専任教員の教育活動、研究活動、学会活動および社会における主な活動については、過去 5 年分を整理し、「つくば国際大学専任教員の教育・研究業績」（資料 2-6【ウェブ】）として大学ホームページに掲載している。

また、教員の教育研究活動を支援するために、研究倫理研修会、動物実験実施者に対する教育訓練を実施している。また、2017（平成 29）年度に公私立大学実験動物施設協議会の動物実験に関する外部検証（第三者評価）を受け（資料 2-11）、2021（令和 3）年度には、動物実験委員会委員長が実験動物管理者の教育訓練を受講・終了している（資料 6-11）。

教育研究活動の成果は、教員の昇任や国外発表に対する経済的支援の際に考慮に入れている。また、注目される論文および学会発表については積極的に大学ホームページで紹介している。

一方、教員の社会活動については、毎年、自己点検・自己評価委員会（学部）によって、各教員の活動実績が「地域貢献に関する報告書」（資料 6-12）にまとめられている。その活動内容は、講演会・研修会の講師や、地方自治体への協力、公的委員など、多岐にわたっている。これらの社会活動は、教員の専門知識を地域に役立てているとともに、教員にとっては、研究の幅を広げ、講義の質を高めることにつながっている。

以上のことから、教員の授業方法については、「授業評価アンケート」の客観的評価によって随時改善がなされ、教員の資質向上を図る取り組みとしては、「授業参観」や「FD フォーラム報告会」を通じて情報共有や十分な意見交換が行われている。また、専任教員の教育活動、研究活動、学会活動および社会における主な活動の成果は、教員の昇任や国外発表に対する経済的支援の際に考慮することで、教員組織の改善・向上につながっている。

6.1.5. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性については、自己点検・自己評価委員会（全学）と下部組織である自己点検・自己評価委員会（学部）で検証を行っている。「つくば国際大学が求める教員像および教員研究組織」（資料6-1）に準じて学部・学科の教育課程に相応しい教員組織を適切に整備している。

教員の募集・採用・昇任等の教員人事については、人事委員会で慎重に審議している。教員の採用・昇任における授業担当と担当教員の適合性の判断は、「つくば国際大学教員資格審査基準」（資料6-6）および人事に関する諸規程に則って適切に行われている。

教員の資質向上を図るためのFD活動については、FD委員会（全学）と下部組織であるFD委員会（学部）を中心として組織的に行われている。FD委員会（全学）では年度ごとに学部・学科のFD活動報告と次年度のFD活動方針（資料2-19）を確認し、検証している。大学全体の主なFD活動として「授業評価アンケート」（資料2-8【ウェブ】）、「授業参観」、「FDフォーラム報告会」（資料4-13）等が実施されているが、FD委員会では定期的にこれらの活動の点検・評価を行っている。授業評価アンケートに関してはアンケート結果の分析および分析結果を整理した報告書に基づく検討が行われ、実施方法やアンケート項目の見直し等による改善を行っている。授業参観に関しては授業参観報告書（資料4-12）に基づく検討が行われ、活動内容に関する評価方法等の改善を行うことによりFD活動の活性化を図っている。FD活動内容についてはPDCAサイクルに基づいた継続的な内部質保証の取り組みを行っており、自己点検・自己評価委員会にも報告され、検討されている。

6.2. 長所・特色

本学は医療専門職の育成を目的とした医療系単科大学であり、実践教育を行うために医療現場での経験豊富な人材を教員として採用している。所属する多くの教員は医師、理学療法士、看護師、保健師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士などの国家資格をもち、実践教育を重視するという学部の特色を踏まえ、医療現場で活躍した教員がその経験を生かした実践的な講義を行っている。このように、専門科目および専門基礎科目の担当教員には、学部・学科の教育課程に相応しい教員を配置している。

6.3. 問題点

教員組織の年齢構成に関して、全体としては大きな偏りはないが、職位別では教授において高年齢層への偏りがみられる。60歳以上の人数の多い職位の年齢構成は、公募によって漸次調整していく。

FD活動に関しては「授業評価アンケート」「授業参観」を実施し、各学科で研修会を開催することにより教員の資質向上を図っているが、学科間での連携した取り組みは十分ではない。また、これらの活動が教員の資質向上にどのように反映されているかについての検討が十分に行われているとはいえない。教員の資質向上を客観的・定量的に測る評価手段を開発することにより、FD委員会を中心としてFD活動の効果を検証する方法について検討していく。

6.4. 全体のまとめ

大学として求める教員像および教員組織の編制方針に従って、学部・学科の教育課程に相応しい教員組織を適切に整備している。教員の募集・採用・昇任等の教員人事についても、人事に関する諸規程に則って適切に行われている。また、教員の資質向上を図るために、FD活動を積極的に行い授業改善に役立てている。一方、FD活動の効果について客観的に測る評価手段を開発できておらず、大学として検討を進めていく。

第7章 学生支援

7.1. 現状説明

7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では修学支援として「学生が意欲と目的を持って学習に取り組めるよう、自立的学習のための環境を整備し、入学前から始まるきめ細かな補習・補充教育の実施など、学習支援の充実を図ること」、生活支援として「学生が健全な心身のもとで充実した大学生活を送れるよう、生活全般に対する支援の充実を図ること」、進路支援として「学生の就職や国家資格の取得を支援し、高い就職率、進学率および国家試験合格率を維持するため、進路情報の十分な提供や研修の実施など、進路指導の充実を図ること」とし、学生支援を推し進めてきたが、大学として明確な方針を定めてはいなかった。しかし、2022（令和4）年度に「学生支援に関する方針」について検討し、2023（令和5）年3月に以下に示す修学支援、生活支援、進路支援で構成される「学生支援に関する方針」を作成、大学ホームページに掲載している（資料7-1【ウェブ】）。

<修学支援>

- ①学生が学修を円滑に進めていくことと休退学防止に努めるため、成績不振の状況を把握し、必要に応じて補習教育を行う。
- ②アドバイザー制度、オフィスアワー制度等を導入し、個別の学生に必要な応じた指導、対応を行う。
- ③学生が安心して教育を受けられるよう授業料減免制度などを整備し、経済的援助に必要な学生を支援する。
- ④障がいのある学生を含めた多様な学生が円滑に主体的な学修を進めるための相談・支援体制を整備する。

<生活支援>

- ①学生の健全な心身を維持増進するため、サークル活動、ボランティア活動、各種行事等の自主的な活動を積極的に行えるよう支援する。
- ②学生が健康な学生生活を過ごせるよう心身両面での健康管理体制及び相談体制を整備する。
- ③学生に対してハラスメント防止に向けた啓発活動を実施するとともに、相談体制を整える。事案が生じた場合は、規程に則り速やかに対処する。
- ④国籍、性、文化・宗教、身体的性質等の多様性を尊重し、誰もが個性や能力を発揮でき

る環境を整備する。

<進路支援>

- ①学生一人ひとりが社会人として自立できるように、講義・実習などを通じて、キャリア形成支援を行う。
- ②進路選択に係る就職ガイダンスや就職相談会等、各種就職支援プログラムを継続的に実施し、希望する進路へ向けて学生が主体的に選択できるように支援する。

具体的な修学・学生生活・進路に関する支援策については、学生便覧（資料 1-4）を学生に配付し、新入生に対しては全学オリエンテーションと各学科によるオリエンテーションにおいて、在学生に対しては新年度授業の開始前に学年ごとのガイダンスにおいて説明を行うとともに、大学ホームページ（資料 7-2【ウェブ】）で学生の心身の健康、ハラスメント、経済的支援制度、生活・進路等に関する支援について周知し、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように配慮している。さらに、開学以来、必要に応じて学生に対する具体的支援策の追加などの更新を行っている。このような変更等の検討は、年度末毎に教務委員会や学生委員会等を中心に行っている。

7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備、授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシャル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保）

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生支援体制の適切な整備について、本学では、きめ細かな修学支援を行うために、教務委員会を設置し、各学科においてクラス担任制、アドバイザー制、セミナー担任などの修学支援体制を整えている。また、入学前教育、初年次・補習教育に関しては教務委員会の下部組織として初年次・補習教育WGを設置し、内容等についての検討を実施している。

学生生活の支援については学生委員会を中心に検討し実施している。主なものとして、カウンセリングルームの運営、奨学金等の経済的支援に関する審査・承認、健康管理、正課外活動などである。

学生の出席状況については、科目担当教員の協力のもと、学生の出席状況の把握に努め、

欠席の多い学生についてはクラス担任、アドバイザー、セミナー担当教員が個別面談を行い、指導を行っている。出席状況だけではなく、学習面で問題のある学生については、クラス担任、アドバイザー、セミナー担任などが個別に対応している。深刻な状況にある場合は担当教員だけではなく、学科長との連携のもと、保護者との面談も含め解決に向け努めている。

学生の能力に応じた補習教育、補充教育については、本学では、補習教育、補充教育の方針や内容については各学科の意見をもとに教務委員会の中の初年次・補習教育 WG と国家試験対策委員会において検討している。現在、総合型選抜、学校推薦型選抜などで合格し、早期に入学を内定した受験生に対しては、学科によって異なるが、学科独自のワークブック、大学入試共通テストの試験問題、問題集、Google Form などを利用した入学前教育を実施している。また、任意ではあるが、学外の通信教育を利用した入学前基礎教育の受講を勧め、早期に入学を内定した高校生に入学までの学習習慣、大学教育へのスムーズな移行を促している。

新入生に対しては入学直後に数学基礎学力テストを実施し、基準点に満たない学生に対して数学教育専門の教員（非常勤）による補習教育を実施し、必要に応じて専任教員による理系科目（生物、化学、物理、数学）の補習教育を実施している。

さらに、個々の学生の状況や多様なニーズにきめ細かく対応するため、全学年の学生一人ひとりに担任教員またはアドバイザーを指定し、単位の取得状況や出席状況、GPA 等にもとづいて、きめ細やかな個別指導を行っている。科目教員によっては学習の理解度が思わしくない場合には、適宜、補講を実施し、脱落する学生が出ないように柔軟な指導を行っている。国家試験対策として、オンライン授業のシステムを利用した e-ラーニングによる支援や、診療放射線学科では短期合宿による集中講座の実施、看護学科や保健栄養学科では模擬テストの成績が基準に満たない学生に対して教員による補習講座を実施している。

成績不振の学生の状況把握と指導については、欠席の多い学生は成績不振となることが多いため、本学では全ての授業において学生の出席状況を把握している。本学では、講義科目については授業回数の3分の2以上出席していないと、試験を受験できない（資料 4-18）。実験・実習・演習（一部除く）科目の場合は実施授業時間数の5分の4以上の出席が単位認定の必要最低条件となっている（資料 1-4）。そのため、早い段階で出席状況を把握し、欠席の多い学生についてはできるだけ早く指導することとしている。

保健栄養学科では、毎月行われる学科会議において各学年アドバイザーから学生の状況について報告があり、欠席の多い学生や成績不振の学生について共有している。また各アドバイザーは定期的に面談を行い、学生の学習理解度、生活や健康状態、悩みなどについても把握に努め、指導している。各学科においても定期的に学科会議を開催し、授業の出席や学習理解度、生活面での指導について意見交換を行っている。

授業だけでは理解不足の学生や学力不足で授業についていけなくなった学生に対しては科目担当教員がオフィスアワーや空き時間を利用して個人的に補習を行うケースや、アドバイザーが学習支援を行っている。

学生の正規課外活動は、体育系と文科系課外活動団体とそれらを取りまとめる課外活動

団体会議からなり、これらの支援については学生委員会が担当しており、学生が新しく課外活動団体を設立する場合は委員会で審議し、承認している。各課外活動団体を設立する場合は教員が顧問となり、その活動を支援する体制がとられている。

学園祭は学生が主催する活動であるが、活動の中心となる学園祭実行委員会も単年度の課外活動団体とみなし、学生から提出された設立願いについて学生委員会で審議し、承認している。2022（令和4）年4月において、体育系7団体、文化系7団体が活動している（資料7-3）。他にも学生が主催する行事として、6月の新入生歓迎バレーボール大会、12月のクリスマス杯バレーボール大会、10月の学園祭がある。学園祭やバレーボール大会では事故等に備え、開催当日は教職員を配置している。

本学は医療系大学で3年次から学内実習、臨地実習などが多くなり、4年次は国家試験に向けた勉強に取り組むため、課外活動に取り組む学生の多くは1、2年次生であるが、少ない自由時間を利用して多くの課外活動が行われている。

2020（令和2）年度、2021（令和3）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、感染拡大を防止するために課外活動のほとんどが中止となった。このような状況の中、2021（令和3）年度は教職員の指導・協力の下、学生による学園祭実行委員会が組織され、オンラインによる学園祭が企画、実施された。また、2022（令和4）年度は通常の学園祭から参加人数の制限、規模の縮小といった対策を講じて企画され、実施に至った。

自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援について述べる。

新型コロナウイルス感染症の影響により2020（令和2）年度からほとんどの授業をオンライン形式で実施することになった。多くの学生は自宅で学習することになり、受講に際しての機器の操作や遠隔学習での不安を抱えることが予測された。学生からの相談に対しては各学科の教員がメールや電話などで対応するとともに、本学ホームページ上にオンライン授業で使用する Google Classroom や Google Meet の使用マニュアルを掲載しダウンロードできるようにした。また、オンラインによる双方向型授業では直接学生の質問、意見を聞き、その場で対応できるようにした。授業で使用する資料についても対面授業で使用するものよりも詳細な内容のものを作成し、配付した。

オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮については、オンライン教育を実施する際に学生の通信環境は様々で、授業の途中で接続が切れる・音声不明瞭でない・動画を見ることができない・ファイルをダウンロードできないなどの問題が予測された。また当初、大学の通信環境が全学的な同時オンライン授業に対応できていなかった。学生に対して通信機器や通信環境についてアンケート調査を行い、現状把握を行った結果、スマートフォンで受講する学生が多いことがわかり、教員に対してスマートフォンで対応できるように授業資料の作成を促し、できるだけサイズの小さな画像、動画を使用するよう促した。オンライン授業はオンデマンド型と同時双方向型があるが、同時双方向型授業に関しても毎回録画し共有ファイルに保存し、授業後も閲覧できるようにした。

留学生等の多様な学生に対する修学支援については、本学の医療保健学部にはいままでも留学生が在籍したことがないため、留学生に対する修学支援は実施していない。今後留学生

を積極的に受け入れるという計画は予定されていない。

障がいのある学生に対する修学支援措置については、障がいのある学生が入学した場合には、本人への聴き取りや保護者の同意を得て個別に対応してきているが、特に問題は発生していない。2016（平成 28）年 4 月より「障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるにあたり、学生への合理的配慮が必要となることから、2016（平成 28）年 1 月に学生委員会カウンセリングルーム運営検討会主催により、全学教員を対象に対応講座を開催した（資料 7-4）。

留年者、休学者の状況把握と対応について、本学では 2 年次終了時点で 3 年進級に必要な単位が取得できていない場合と 4 年次終了時点で卒業に必要な単位数が取得できていない場合に留年となる。留年者については、アドバイザーが引き続き状況の把握、学習支援を行っている。

留年に結びつく理由は、学業不振や学習意欲の低下、進路に対する関心の低下、適性への悩みなどとともに人間関係や心の悩み、家庭の経済的理由などである。学業不振や学習意欲の低下した学生は、大学進学の時点で志望動機に問題を抱えている場合が多い。

また、日頃から学生の出席状況の把握に努め、留年の防止対策を講じている。また人間関係や精神的問題などで悩んでいる学生に対しては、本学のカウンセリングルーム（資料 7-5【ウェブ】）で相談活動を行うなどして学業が続けられるよう支援している。

医療保健学部は過去 3 年間の留年者数は（大学基礎データ表 6）、2020（令和 2）年度 128 名、2021（令和 3）年度 120 名、2022（令和 4）年度 172 名であり、留年率はそれぞれ、8.1%、7.3%、10.4%であった。留年の理由のほとんどは学業不振であり、留年者の多くは退学していくことが多い。

医療保健学部では留年を減らすために、2015（平成 27）年度から以下のような対策を立てて各学科で取り組んでいる。

- ・授業の工夫、自己学習の喚起などによる成績不良者の減少。
- ・学生は実習前、実習中は精神的に不安になることがあるため実習前の準備教育を充実させ、実習先の指導者との連携を図りながらの支援。
- ・進路に対するモチベーションをもたせるため、将来の職域の明示、適性や希望に応じた就職先の明確化。在学時の勉学の達成目標とプロセスの明確化。

また、留年した学生に対しては、個人面談の回数を増やして学生の状況を把握し生活・学習面でのきめ細かな支援や履修済み科目の再聴講システムの構築、自主学習場所の確保、個別指導などの支援体制の充実に取り組んでいる。

休学者数は、2020（令和 2）年度 2 名、2021（令和 3）年度 1 名、2022（令和 4）年度 5 名で、休学の理由はすべて病気療養のためである。休学後復学する場合もあるが、多くは退学する。

表 過去3年間の休学者数

	2020年度	2021年度	2022年度
理学療法学科	1	0	1
看護学科	0	0	0
保健栄養学科	0	0	0
診療放射線学科	0	1	0
臨床検査学科	1	0	2
医療技術学科	0	0	2
計	2	1	5
主な理由	病気療養	病気療養	病気療養

退学希望者の状況把握と対応についてであるが、本学での過去3年間の退学者数は、2020（令和2）年度 75名、2021（令和3）年度 100名、2022（令和4）年度 137名であった（大学基礎データ表6）。

学生が退学せざるを得ない状況にある場合は、事務局担当者とも連携して、学生と十分な話し合いの上、その退学理由について正確な情報を把握するとともに、必ず保護者の意思を確認する体制をとっている。退学の届け出があった場合は、毎月開催される教務委員会で退学の理由が報告され、検討された後、教授会での審議を経て決定されている。

経済的事情で修学が困難になってきた学生については公的な奨学金などを紹介して支援しているが、災害や保護者の病気・死亡などにより学業の継続が困難になった学生に対しては、つくば国際大学緊急支援授業料減免規程（資料7-6）により支援を行っている。

奨学金その他の経済的支援の整備、授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供については以下のとおりである。

学生への経済的支援については、本学では日本学生支援機構を中心として奨学金を受給できるよう支援を行っている。奨学生候補者の選考方法については、奨学生等候補者を推薦するにあたり、学生委員会の内部に各学科2名の選考委員をおき、書類審査と面接を実施している。候補者は、学生委員会の承認を経て推薦される。日本学生支援機構の奨学金を受給している学生は2021（令和3）年度808名、2022（令和4）年度810名と在籍学生の約50%が受給している。その内訳について、第一種、第二種、給付型いずれも5年間で増加傾向であるが、特に給付型の受給数は2018（平成30）年度と2019（令和元）年度合わせて31名に対し、2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までは毎年100名を超えており、給付型受給学生の増加が著しい（資料7-7、大学基礎データ表7）。その他、2022（令和4）年度は、福島県奨学金、あしなが育英会、交通遺児育英会、福島県理学療法士等修学資金、茨城県看護師等修学資金、ビー・エム・エル医療教育基金、八戸市奨学生、毎日希望奨学金、船橋市奨学金、みやぎこども育英基金、ロータリー希望の風奨学金、足立区育英資金奨学生、山新育英財団奨学金などの奨学金を受給している（資料7-7、大学基礎データ表7）。

授業その他の費用や経済的支援に関しては、4月のオリエンテーション時に日本学生支

援機構奨学金制度について説明会を開催するとともに、日本学生支援機構奨学金制度、日本学生支援機構の「緊急・応急採用奨学金（貸与）」について本学ホームページに掲載することにより情報提供している（資料 7-8【ウェブ】、7-9【ウェブ】）。一方、各地方自治体や団体で行っている奨学金制度については学生課窓口で詳細を説明している。

本学独自の経済的支援のひとつとして、2011（平成 23）年度から授業料減免制度が導入され、運用されている（資料 7-8【ウェブ】）。これは大規模災害により罹災し学費の支弁が困難になった場合又は主たる学費負担者である保証人の失職、死亡等により家計が急変し、学費の支弁が困難になった場合に、授業料の半額又は4分の1額を免除する制度である。2011（平成 23）年3月に発生した東日本大震災の被災者に対しこの制度が適用されることになり、授業料の2分の1減免措置を受けた学生が15名、4分の1の減免措置を受ける学生が15名の合計30名が減免措置を受けた。また、2015（平成 27）年9月に発生した関東・東北豪雨では、授業料の2分の1減免措置を受けた学生が2名、4分の1の減免措置を受けた学生が3名の計5名、2019（令和元）年10月12日から13日にかけて発生した令和元年東日本台風（19号）では、授業料2分の1減免措置を受けた学生が2名、4分の1の減免措置を受けた学生が4名の計6名が減免措置を受けた。その他では、保護者の死亡・病気による経済支援として年間数名の学生に対して緊急支援授業料減免措置が適用された。

表 過去5年間の緊急支援授業料減免者数

学部学科名	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度	
	1/2	1/4	1/2	1/4	1/2	1/4	1/2	1/4	1/2	1/4
理学療法学科		1	2	1			1		2	
看護学科				1					1	
保健栄養学科			1	1						
診療放射線学科	1									
臨床検査学科			2		1		1			
医療技術学科				1						
医療保健学部	1	1	5	4	1	0	2	0	3	0

さらに経済的事情等により学納金を期限までに納入できない場合に所定の手続きを行い認められた場合に限り学納金を延納、分納することができる制度があり、本学ホームページに掲載することにより情報提供している（資料 7-8【ウェブ】）。

学生の生活に関する適切な支援の実施については、本学では、学生が状況に応じて相談しやすい窓口を選択できるようにどの部署でも対応しているが、心身の健康面に関しては主に医務室とカウンセリングルームが対応、ハラスメントに関しては教職員のハラスメント相談員が対応している。また、各学科の教員がアドバイザーとなり学生の生活に関する相談にのっている。ここでは、医務室における対応、カウンセリングルームにおける対応、ハラスメントに関する対応、性的多様性の尊重そして人間関係構築につながる措置の実施（学生

の交流機会の確保等)について触れる。

本学では、定期健康診断の実施、医務室の設置、学生教育研究災害傷害保険への加入、カウンセリングルーム、ハラスメント防止の措置などにより、学生の生活支援を行っている。

定期健康診断については、学校保健安全法に基づく学生の定期健康診断を毎年4月のオリエンテーションやガイダンスの日程に組み込んで実施している。なお未受診者には後日受診日を設けている。2022（令和4）年度の全学生受診率は96.9%（資料7-10）と例年どおりであった。

検診内容は、①結核（胸部X線写真）、②身長、体重、③尿検査、④視力、⑤血圧、⑥採血（貧血検査）、⑦内科検査、⑧1・4年生には心電図検査を加えている。

健康診断の結果、異常またはその疑いがあるものには指導助言や医療機関での受診を勧めている。健康診断を受診しなかった者は、呼び出して保健所や医療機関で受診させ、健康診断書を提出させている。

二次検査の血圧、検尿は医務室で行い、胸部X線、血液検査等は診察依頼書を付けて医療機関で受診させている。心電図検査においては、要観察以上の者をさらに校医が判定し、要精密の者について、診察依頼書を付けて医療機関で受診させている。未受診者のうち、他機関で検査を受けたが報告がない者や、緊急とは考えていない者などが含まれているため、電話連絡等により確認を行い、未受診者には受診するよう指導している。

医務室の利用については、2022（令和4）年度の利用状況を概観すると、学生総数1725名中、年間利用者総数は延べ100名で、前年度（54名）よりも大幅に増加した。症状別の利用状況は嘔吐、頭痛などの内科系症状の利用が67.7%と最も多く、続いて外科系症状が18.1%、心の悩み・健康相談が10.2%であった。心の悩みの相談については軽度と思われる悩み事から心の病気が疑われるものまであり、本学では可能な限り相談を受けている。症状によっては、学内のカウンセリングや、専門医の診断を受けるよう勧めている。

医務室利用状況の月別利用者数については、例年、前期期間中および後期の初めに多い傾向がある。性別利用者数も例年と同じで女子の利用者が74.0%（前年度は72.2%）と男子より多かった。

表 2022（令和4）年度医務室利用者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	2	1	3	3	6	1	1	3	3	1	2	0	26
女	8	8	17	10	1	7	5	8	3	4	3	0	74

本学の学生は、教育研究や学校行事、課外活動などの活動中の事故に備え、入学時に学生教育研究災害傷害保険に加入している。事故に遭った場合には「事故報告書」を学生課に提出して医療費の給付を受けられるよう対処している。2022（令和4）年度は6件の事故通知があり、保険金給付は4件であった（資料7-11）。

精神面の保健に対応した学内の学生相談については、カウンセリングルームを設置し、臨

床心理士の資格をもった教員や学生委員会担当教員等が運営していたが、2019（令和元）年度からは大学の常勤保健師がスケジュールリング等に携わっている。カウンセリングルームでは、気軽に利用しやすくするためにメールでの予約や受付専用留守番電話を設置している（資料 7-5【ウェブ】）。

カウンセリングルームが設置された当初は本学専任教員の臨床心理士（男性）1名がカウンセリングを担当していたが、2010（平成 22）年度からは女性の非常勤カウンセラーを1名配置し、女子学生が利用しやすいように改善された。2019（令和元）年からは専任教員退職に伴い、非常勤の女性カウンセラー2名を配置している。2020（令和 2）年度は新型コロナウイルス感染症のため、一時的にカウンセリングルームの利用を中断したが、後期（11月）から再開し、オンラインで相談ができるようにした。2021（令和 3）年度からは通常通りの利用ができるようにした。

2022（令和 4）年度の相談内容別利用状況を、項目別に見てみると、生活相談・その他 29.8%、心身健康 38.6%、進学・進路 29.8%、対人関係 17.5%、という割合を示し、心身健康に関する相談が最も高い割合を示した。問題を抱える学生を早期に発見し、カウンセリングにつなげられるよう教職員への協力を求めている。

ハラスメント防止のための措置については、2006（平成 18）年に「つくば国際大学ハラスメント防止に関する規程」（資料 7-12）を作成し、その規程に基づきほぼ同時に「ハラスメント防止に関するガイドライン」を作成している。学生に対しては、オリエンテーション時に小冊子を全員に配付し、大学ホームページにも掲載して周知を図りながら（資料 7-13【ウェブ】）、組織化された対応・措置が行われ、全学的に参加する体制となっている。ハラスメント防止の組織は、学長、および学部長、教学部長、事務局長より構成されるハラスメント防止委員会のもとに「ハラスメント対策委員会」（半数が女性）、「ハラスメント相談委員」、そして「調査委員会」と「調停委員会」にそれぞれの委員（女性と外部専門家も含む）が配置されている。ハラスメントに関する相談があった場合は速やかにハラスメント対策委員会を開催し、相談内容によっては必要に応じて調査委員会での調査を経て、対応を検討していく仕組みになっている。2012（平成 24）年度にはハラスメント相談の対応を分かりやすく示した「相談対応流れ図」を作成し、大学ホームページにも掲載して学生への周知を行った（資料 7-14【ウェブ】）。2013（平成 25）年度にはハラスメント相談員の任務について内規としてまとめることができた（資料 7-15）。さらに、2015（平成 27）年度には、ハラスメント対策委員長の役割（申し合わせ事項）についてもまとめることができた（資料 7-16）。また、ハラスメントを専門に研究している講師を招き、本学教員を対象としたハラスメント研修会を定期的に行われ、ハラスメントに関する最近の動向、ハラスメント相談員の任務と役割、ハラスメント対策委員会の任務と役割について研修を行っている。2020（令和 2）年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりハラスメント研修会を実施できなかったが、2021（令和 3）年度は外部講師を招いて研修会を実施した（資料 7-17）。

近年、社会において注目されるようになった多様性尊重に関して、特に性的多様性に関する課題については、本学にて検討を行い、「大学に所属する学生及び教職員が国籍、性的多様性（男女だけではない性的指向・性自認の多様性）、障がいの有無等に関わらず、大学内に

多様な個性が共存し、それぞれの目線で学習・教育・研究・就労に関わることができるアカデミック・コミュニティの形成を目指す」という共通理念に基づいた、「性的多様性尊重に関するガイドライン」を2022（令和4）年度12月に作成し、本学ホームページ（資料7-18【ウェブ】）に掲載した。ガイドライン作成とともに、性的多様性の現状について理解を深めるための教職員研修会を各部署において実施した。

その他にも、学生の健康増進のために2006（平成18）年度より大学敷地内を全面禁煙としている。徹底を図るためにポスター掲示やクリーンアップキャンペーンを行っている。2014（平成26）年度には学生委員会の下部組織として禁煙促進ワーキンググループを置き、キャンパス内および近隣における全面禁煙の徹底、受動喫煙の防止や禁煙指導などの方針について検討を行った。

2009（平成21）年度には新型インフルエンザの流行に対処するために、緊急連絡網を構築したが、この連絡網は、同時に緊急事態における緊急連絡網としても活用することになっている。2013（平成25）年度には本学が提供するメールシステムを教育や研究の推進および向上、緊急時の連絡網などのために利用できるよう規則をまとめ、「つくば国際大学メールシステム利用・運用規則」（資料7-19）を作成した。この規則の学生への周知方法は、2014（平成26）年度から学生便覧に掲載して対応している（資料1-4）。

また、大学ホームページに学生専用サイトを構築し、休講等の情報発信やカウンセリング予約等を行えるようにしている。

新入生に対しては、土浦市消費生活センターの「悪質商法、架空請求などの最新の手口」と題する出前講座を受講させ、理解を深め対処方法等の指導を行うようにしている。2020（令和2）年度と2021（令和3）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により出前講座を実施しなかったが、2022（令和4）年度から出前講座を再開し、成人年齢18歳への引き下げに伴い「社会人としてのマナー」や「SNS利用のマナー」を中心に指導を行っている。

人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）としては、創立以来継続して開催されている学園祭、新入生歓迎バレーボール大会を大学として支援している。また、保健栄養学科では土浦市で毎年開催されているカレーフェスティバルの参加、2019年に開催された茨城県国民体育大会において歓迎行事である「おふるまい」、土浦市女性農業者とふれあい交流会などについて支援している。また、がん患者さんやそのご家族を支援し、地域全体でがんと向き合い、がん征圧をめざすチャリティー活動のリレー・フォー・ライフ・ジャパンへの参加や、乳がん検診受診率の向上を目指し、さらに、患者さんとそのまわりの人たちを支える活動に取り組んでいるピンクリボンフェスティバルへの参加など学生の交流機会の確保を支援している。

学生の進路に関する適切な支援の実施については、本学では、就職指導ワーキンググループを中心として、就職指導について全学的視野で就職指導の方針や在り方を協議し、就職に関する事業等を計画・実施している。

就職についての指導とガイダンスは、就職指導課と各学科の就職担当教員が協力して行い、大学院などの進学については卒業研究の担当教員が行っている。就職指導課では、学生一人ひとりの希望に応じた進路決定のために、教員と連携して万全の就職サポート体制を整えており、就職ガイダンスの開催や担当職員によるアドバイス、ハローワークやジョブカフェと提携した進路相談なども実施している（資料 7-20【ウェブ】、7-21）。2022（令和4）年度の主な就職支援活動は、就職説明会、進路登録と進路面談、医療系施設の説明会、求人情報収集、就職資料室での情報提供などを実施した。その他、3年生を対象にキャリアへの理解を深めるための職業適性検査を実施し、その結果は進路指導などで活用している。さらに職業や将来に関するテーマで作文に取り組みせることや、卒業生による就職活動体験の発表会を受講させるなどして職業や進路についての意識づけの場としている。（資料 7-21）

キャリア教育については、看護学科では2019（令和元）年度入学生より1年次の必修科目として「キャリアデザイン入門」を新設し、アカデミックスキルの修得に加え、自己理解・自己分析および看護キャリアのデザインを通して、継続的な自己研鑽にむけた動機づけを行っている。キャリア支援とは単なる就職先紹介だけではなく、学生の進路に関する悩みについて相談を受けることや、1年次から適性等を知る機会を設け、4年間を通じた指導を行って人材育成を図ることでもある。そのための支援体制の充実は欠かせない。

キャリア教育の授業科目ではないが、理学療法学科では1年生を対象とした理学療法概論において「理学療法士のキャリア構築」という講義を1コマ設けている。診療放射線学科では1年生を対象とした「医療保健学セミナー」において、「就職までのプロセスを描くことができるようになる」、「専門資格や認定資格の概要を説明できるようになる」、「自身が望むキャリアを言語化する」を到達目標としてキャリア形成に関する講義を3コマ設けている（資料 4-6）。

就職実績は茨城県を中心とした地域からのニーズも多く、2022（令和4）年度は学部で95.6%と、高い就職率となっている（資料 1-17【ウェブ】）。

7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の支援体制のうち、修学支援に関しては主として教務課が資料・情報の整備を行い、教務委員会が適切な資料・情報に基づき点検・評価を行っている。なお、修学支援の中の経済的支援に関しては学生課が資料・情報の整備を行い、学生委員会が点検・評価を行っている。生活支援に関しては学生課が資料・情報の整備を行い、学生委員会が適切な資料・情報に基づいて点検・評価を行っている。進路支援に関しては就職指導課が資料・情報の整備を行い、就職ワーキンググループが点検・評価を行っている。これらの点検・評価について自己点検・自己評価委員会（学部）で審議し、最終的には全学内部質保証推進組織の中核である自己点

検・自己評価委員会（全学）において点検・評価し、次年度の学生支援の改善・向上が図られている。

進路支援に関しては、進路選択に関わる指導・ガイダンスの組織づくりとその活性化およびキャリア支援に関する組織体制を整備し、就職指導課が中心となって就職担当教員や卒業生、公的機関等との協力体制を整えている。医療保健学部では、就職率は全体で100%近い率を維持できており（資料 1-17【ウェブ】）、適切な点検・評価が行われているといえる。

修学支援については補習教育、初年次教育等により成績不振者の対応を行っているが、改善の効果はわずかであり、留年者数、退学者数の削減に改善がみられず、点検・評価による改善が図られているとはいえない状況にある。また、学生の経済状況についてみると奨学金を受給する学生の割合が非常に高く、経済的理由で退学する学生もいる。日本学生支援機構以外の各種奨学金について学生への周知を行い、また、自然災害や保護者の健康上の理由によって経済状況が悪化した場合に本学独自の緊急支援授業料減免制度などによって学生が安心して学べるような体制を整えている。

生活支援として、心身の健康保持・増進および安全・衛生面に関する指導や生活相談に対応するための組織づくりとその運営に関しては定期健康診断の実施や医務室による学生対応、カウンセリングルームの開設による精神面のケア、外部機関の講習（例えば土浦市消費生活センターによる悪質商法に関する講座）による生活上の注意喚起、アドバイザーによる学生相談など概ね適切に実施されている。しかし、障がいのある学生の支援についてはいまのところ支援体制が整備されているとはいえない。学生支援についての評価は学生の意見を集約することが必要であるが、この点に関しては不十分である。

7.2. 長所・特色

学生支援において、就職率が高いことが長所である。

7.3. 問題点

学科によって異なるが、留年・退学の数が増加している。留年・退学の理由として、学業不振、進路への悩み、そしてそれらからくるモチベーションの低下、留年したことによる経済的負担などが挙げられる。本学では入学前教育、補習教育（リメディアル教育）、初年次教育などにより早い段階で学習習慣を身につけさせ、基礎学力の向上を図っている。また、進路に対するモチベーションをもたせるため、将来の職域の明示、適性や希望に応じた就職先の明確化、在学時の勉学の達成目標とプロセスの明確化なども行っている。しかしながら、今のところ効果が表れているとはいえない。本学学生は国家試験に合格するための学力に達している必要があるため、基礎学力の低い学生をどのようにして合格できる学力にまで引き上げるかが課題である。今後、教務委員会を中心に基礎学力の向上に向けた組織的な教育システムを整備する必要がある。

障がいのある学生の支援についてはいまのところ組織的な体制がない。できるだけ早急に支援体制を組織し、ガイドラインなどを策定する必要がある。

7.4. 全体のまとめ

本学では学生委員会、教務委員会を中心に組織的な修学支援、生活支援、進路支援を行っている。また、各学科の教員がアドバイザーとなり、学生の生活相談、学習相談、進路相談などについて個別に対応している。今後はより組織的な支援体制を整備するためにも「学生支援に関する方針」に基づいた組織づくりを検討していく必要がある。

問題点として留年者数、退学者数の増加が挙げられているが、今後は教務委員会を中心に基礎学力の向上に向けた組織的な教育システムの整備を検討する必要がある。

第8章 教育研究等環境

8.1. 現状説明

8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究環境等に関する方針の適切な明示

方針として明確に定めたものはないが、学則（資料 1-2）に定めた本学の理念・目的（第1条、第2条）を達成するための「つくば国際大学個人研究費に関する内規」（資料 8-1）、「つくば国際大学共同研究に関する規程」（資料 8-2）、「つくば国際大学国際交流に関する内規」（資料 1-16）は整備されている。

教育研究設備・備品については、本学が開設されてから29年が経過しているが、経年劣化による設備・備品の破損・修繕に対しては、教育研究に支障を来さないよう迅速に対処することを方針としている。全ての学科で設置基準を維持、またはより充実したものとし、新たに見出された必要不可欠な設備・備品についても優先順位を定めて、補充を図っている。

8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設・設備等の整備及び管理

- ・ ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・ 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学のキャンパスは茨城県土浦市真鍋6-20-1のつくば国際大学キャンパスと茨城県土浦市真鍋6-8-33の第2キャンパスに分かれている。つくば国際大学キャンパスには、診療放射線学科、臨床検査学科、医療技術学科、第2キャンパスには、理学療法学科、看護学科、保健栄養学科を設置している。

校地面積及び校舎面積については、何れも教育研究に必要なスペースを確保している（基礎データ表 1）。つくば国際大学キャンパスには、2021（令和 3）年度に学生教育を目的に、MRI（磁気共鳴画像：Magnetic Resonance Imaging）検査棟が竣工し使用が開始された。このほか、老朽箇所の改修工事を行うなど、順次施設・設備を整理し、教育研究環境の維持に努めている。

ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保については、本学は医療保健学部という特色から、就職後は情報処理の知識が必須である。そのため質の高い情報処理教育を行うため両キャンパスには PC 演習室を設置し、一般教育においても全ての教室、ラーニング室等に無線 LAN 環境を整備している。

2021（令和 3）年度は 2020（令和 2）年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響によりキャンパスへの入構が規制されている時でも、授業と試験等が継続できるようにするため、インターネット回線の増強を行い、多数のオンライン授業を並行して配信できる環境を整えた。Google Workspace for Education の各種サービス（Google Meet、Google Classroom、Google Form 等）を基盤として、新型コロナウイルス感染症蔓延のもとでのリモート教育に対応してきた。2022（令和 4）年度もこれらの利用を継続することで、学習環境の情報インフラは格段に豊かになっている。

感染症予防については PC 演習室に消毒液の設置、間隔を開けて着席する等の注意喚起を常に伝達・掲示して衛生を確保している。

設備、施設等の維持及び管理、安全及び衛生の確保については、本学は、つくば国際大学キャンパス、第 2 キャンパスに設置基準以上の校地・校舎を有し、つくば国際大学キャンパスにはグラウンド、体育館及びテニスコート（3 面）などのスポーツ施設等を揃えて整備している。

これらの校地・校舎等の管理責任体制については、「学校法人霞ヶ浦学園固定資産管理規程」第 6 条に「管理責任者は、固定資産の種類、保管場所、使用目的等に応じて、取扱責任者又は保管責任者を置いて、その任務を補佐させるものとする。」と規定している（資料 8-3）。また、施設・設備の維持及び管理は、法定点検を含めて空調・換気設備のフィルター清掃、放送設備等の点検等は計画的に行い施設、設備の維持及び管理に努めている。

危機管理について、防災上の安全管理は「学校法人霞ヶ浦学園つくば国際大学防災管理規程」（資料 8-4）に基づき、組織及びその運営の責任体制を明確にしている。24 時間防火・防犯体制を組織し予防安全に努めている他、消防用保安等設備業者による年 2 回の火災報知器消火栓の点検を実施している。具体的には職員を甲種防火管理者資格取得講習会に参加させるなど、実際の防火設備の扱い方などの周知徹底を図っている。

また、研究教育活動等における環境汚染、危険物等の管理、定期点検、廃棄に関しては学部の特色上、毒物・劇物等の盗難、紛失防止の観点から、専用の保管設備（保管庫）に施錠して保管し、定期的に使用量と残量を劇毒・毒物管理簿に記録して管理している（資料 8-5）。廃棄物に関しては感染性廃棄物専用の回収箱に入れ専門処理業者に処理を委託している。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、入構規制のほか建物入口に非接触型検温計及び消毒薬を設置している。学内の食堂やラーニング室においては、座席を間引くことよりソ

ーシャルディスタンスを確保している。

バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境の整備として、本学では、校舎内にエレベーターの設置、車いす対応の多目的トイレの設置、身障者用駐車場の確保、一部教室内にスロープを設ける等に対応している。

学生の自主的な学習を促進するための環境整備として、本学では、両キャンパスとも館内に無線 LAN を完備し、持ち込みのノートパソコンやスマートフォンを利用した学習にも対応している。また、貸出用ノートパソコン等として、つくば国際大学キャンパスでは図書館に 29 台、第 2 キャンパスの図書館に 21 台を整備している。

学修支援を目的とし、図書館では、新入生には図書館の特徴や基本的な利用方法について紹介している。このほか、研究活動に必要とするデータベースの講習会も実施し、利用の促進を図っている。

教職員及び学生の情報倫理の確立のために関する取り決めについては、本学では「つくば国際大学個人情報保護に関する規程」（資料 8-6）のもと、適正に運用している。特に、本学のメールシステム利用に関して、「つくば国際大学メールシステム利用・運用規則」（資料 7-19）を定め、学生便覧にも掲載している。学生には、新入生オリエンテーションにおいて重要項目及びアカウント（ID・パスワード）管理の重要性、SNS 等の注意事項について十分説明し注意を喚起した。一方、職員に対しては学生情報や大学機密情報の漏洩を防止するため、重要な内容のファイルにはパスワードの導入及びそれらの情報は記録されている USB フラッシュメモリなどの記憶媒体の学外持ち出しを禁止している。なお、個人情報保護に関わる重要事項は個人情報保護委員会で審議される。

8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。 また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備について、本学では、学術情報資料は

「つくば国際大学図書館資料収集方針」(資料 8-7)に基づき、図書選定委員会を経て収集、整備している(大学基礎データ表 1)。図書選定委員会は、図書館長を委員長とし、各学科 2名の教員と情報図書課長から構成されており、図書の選定をはじめ図書館サービスの在り方を検討している(資料 8-8)。これらの検討案は、学長を委員長とする上位組織の図書館委員会で審議されている(資料 8-9)。

図書は授業計画(シラバス)掲載の参考図書と資格取得用の問題集・参考書を継続的に受け入れているほか、学生のリクエストにも応じている。また、教員の推薦図書は手書きポップを作成し、一定期間展示している。電子情報は医学、医療分野に特化したアグリゲータ系データベースの図書および学術雑誌と文献情報、新聞を整備している。洋雑誌の一部は電子ジャーナルとして提供している。

2022(令和4)年度の図書選定委員会活動はすべてをオンラインおよびメールによる形式とし、当初の年間スケジュールのとおり計画的な学術情報資料の整備に努めた。特記事項としては、図書選定基準の改定案の作成(図書館委員会で承認済)や図書館資料の利活用の促進について委員の意見や提案を求めたことがあげられる。

国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備について、本学では、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツ「NACSIS-CAT」に参加し、図書の所蔵登録を行い、「NACSIS-ILL」を用いて図書館間相互協力を行っている。新型コロナウイルス感染症拡大防止のための図書館休館中も図書館間相互協力を実施した。また、本学で生産した学術情報は紀要として冊子体による提供のほか、オープンアクセスリポジトリ推進協会(JPCOAR)に参加し、「JAIRO Cloud」を用いて本学機関リポジトリとして公開している(資料 8-10【ウェブ】)。

学術情報へのアクセスに関する対応として、本学図書館の蔵書は蔵書検索システム(OPAC)により、学外検索も可能にしている。また、データベースは、これまで学内利用に限られていたが、2020(令和2)年度のオンライン授業実施にあたり、リモートによるアクセス環境を整備した。さらに2021(令和3)年度には医療系データベースの一つについて同時アクセス数を無制限とした。利用環境の周知は図書館から発信するだけでなく、図書選定委員を通じて教員の協力も得て行われた。

学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備について、つくば国際大学図書館は閲覧室のほか、視聴覚資料室、自習室、書庫を備えている。座席数104席のうち8席はキャレルデスク(個人用閲覧机)である。視聴覚資料室は10席の視聴ブースのうち3席はパソコン用である。自習室は28席あり、うち10席はパソコン用である。パソコンは館外貸出用を含め29台備えている。主な利用対象は、つくば国際大学キャンパスに所属する学科の学生、教職員である。また、2021(令和3)年度の短期大学キャンパスの移転にともない利用対象の拡大があった。第2キャンパスの学生と教職員は主に第2キャンパス図書館(座席数139席、パソコン21台)を利用する。利用者は大学の図書館利用規則(資料 8-11)のもと両館の学術情報資料の利用が可能である。

2020(令和2)年度の新型コロナウイルス感染症の本学対応方針に基づいた図書館の対

応としては、5月末まで休館し、その後は2段階の短縮開館（6～9月15時閉館、10～3月17時閉館）を行った。オンライン授業開始以降に図書館としてどのような支援ができるかを考え、新たなサービスとして送本貸出やデータベースのリモートアクセス環境、同時アクセス数のフリー化に対応した。アグリゲータ系データベースの電子書籍についてはオンラインによる利用案内を実施し、利用促進を図った。また、登校の認められた学生には予約による来館貸出サービスを実施した。感染防止対策としてアクリル板（カウンター全面）やパーティションポールの設置、入館時の手指消毒およびマスク着用の徹底等を行った。

2021（令和3）年度は8月初旬から9月末まで、加えて1月に数日間閉館したほかは18時閉館とし、学生、教職員の入館は制限なく運用した（長期休業中は17時閉館）。

2022（令和4）年度も18時閉館とし、学外者の入館を休止しているが、基本的な感染防止対策は引き続き徹底し、短縮開館や閲覧席の減席を継続している。送本貸出は臨時的サービスから恒常的サービスとして運用している。閲覧機の仕切り板はキャレルデスクを除き、約9割に設置している。

図書館利用案内等は大学ホームページ（資料8-12【ウェブ】）やパンフレット（資料8-13【ウェブ】）のほか、学生便覧（資料1-4）に掲載している。新入生ガイダンスは館内見学のほかコンピュータ室（教室）を使用した蔵書検索等の演習形式で行っている。

オンライン授業実施中の2020（令和2）年度は、新入生の特別来校日に学科の担当教員と打合せのうえ図書館見学を組み入れ「自宅から利用できる図書館サービス」と題したガイダンス等を実施した。また、セミナー時はデータベースの利用方法を初のオンライン形式で行った。

図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置について本学では、図書館業務を担当する情報図書課の職員は、常勤職員4名、非常勤職員4名おり、うち3名は第2キャンパスの学生、教員の対応のため、第2キャンパス図書館に常駐している。職員のうち3名は司書資格を有している。職員は加盟団体（私立大学図書館協会、日本図書館協会、茨城県図書館協会）や図書館関連機関が主催する研修会に積極的に参加し、大学図書館界の動向や図書館間の情報交換の機会を得ている。研修の内容によっては館内研修会を実施している。

8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を

図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支援
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制
- ・ オンライン教育を実践する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

本学では、「つくば国際大学が求める教員像および教員研究組織」(資料 6-1)において「自己の研究を幅広く発展させ、その成果を社会に提供できる人」としている。学問の自由を尊重しつつも、研究活動は、学界のみならず広く社会一般からその正当性を認められることが求められ、そのためには科学的・倫理的に客観的に正しい仕方でなされる必要がある。そのため本学では「つくば国際大学研究者の行動規範」を策定している(資料 8-14【ウェブ】)。

教員研究費の配分は、個人研究費と共同研究費があり、それぞれ「つくば国際大学個人研究費に関する内規」(資料 8-1)と「つくば国際大学共同研究に関する規程」(資料 8-2)に基づいて行われている。

1年間の個人研究費は、教授 50 万円、准教授 40 万円、講師・助教 30 万円、助手 20 万円とし、研究旅費については教授・准教授・講師・助教が 10 万円、助手が 7 万円である。

共同研究については、本学の理念の一つである学際的研究の推進と学内における競争的な研究環境の創出を目的として設定されており、2つ以上の学科の教員から成る研究グループから共同研究課題を募り、共同研究委員会にて選考される。採択された研究課題については、1件当たり 50~100 万円の研究費を支給している。2021(令和 3)年度の共同研究費の採択件数は、3 件となっている。

本学の外部資金獲得については、2022(令和 4)年度の科学研究費補助金申請件数は、基盤研究 C：2 件(採択 1 件)、若手研究：4 件、挑戦的研究(萌芽)：1 件であった。民間団体研究助成金申請 5 件(採択 1 件)であった。

教員の研究室については、原則として助教以上の専任教員に平均約 23 m²の 1 室が割り当てられている。研究室には備え付けの本棚、机、椅子、ロッカーなどがあり、基本的には個室である。例外として、理学療法学科では、助教は専用の研究室を有しておらず、学科事務室の個人デスクにおいて業務や研究活動を遂行している。看護学科では、一部の講師・助教は 2 人で一つの研究室を共用している。研究室のコンピュータ設置や電話・インターネットの整備状況に関しては問題ない。

各教員の研究時間の確保については、原則として週1日の研究日を設けている。また、夏期及び春期休暇中の授業のない日を研究に充てられるようにしている。さらに、役職者等を除けば、校務に費やされる時間は必ずしも多くないことから、教員が必要な研究時間を確保することは可能である。ただし、看護学科の臨地実習期間中は、教員が学生指導を行うため実習先に同行しなければならず、週1日の研究日確保は難しい状況である。

ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制であるが、本学では修士・博士課程を設けていないことから、ティーチング・アシスタントとリサーチ・アシスタントの配置はない。

教育研究支援体制の整備の一つとして、教育研究支援職員の配置が挙げられる。主として教育上の必要性を勘案したものであるが、この業務は助手が担当している。この助手については、各学科に1名から5名配置されており、臨床(地)実習をはじめとして教員の教育研究活動の支援に充てている。具体的には、各学科で授業に使用する消耗品の補充や外部業者への発注及び各学科の専門科目の学内演習及び臨床(地)実習などである。

オンライン整備の技術的な支援等については、事務局教務課で対応しており支障はない。

以上のとおり、教育研究等を支援する環境や条件は、適切に整備され教育研究活動の推進を図っていると言える。

8.1.5. 研究倫理を遵守するために必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理、研究活動の不正防止に取り組むための規程については、本学では、「つくば国際大学研究者の行動規範」を定め、教職員に対して指針を示している（資料8-14【ウェブ】）。

本学の教員は医療系の学術分野のみならず、人文・社会系の教員からなっている。そこで、本学での研究は厚生労働省「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」と「つくば国際大学人文・社会系研究倫理指針」（資料8-15）の倫理指針に従うこととなる。また、動物実験を行う場合は、実験動物の取扱や、動物を対象とした実験の計画と遂行等にかかわる研究倫理を遵守するために、本学では2010（平成22）年度に「つくば国際大学動物実験規程」（資料8-16）を定め、文部科学省が制定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」を遵守した教育・研究を行うように定めている。

研究の不正防止に関しては、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）に基づき、「つくば国際大学研究費不正使用防止計画」（資料8-17）、「つくば国際大学研究費の不正使用防止に関する規則」（資料8-18）を定めるとともに、不正使用が疑われる場合の手続きとして「つくば国際大学における研究費等の不正に係る調査に関する取扱規程」（資料8-19）を整備している。

教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）については、本学では、組織として管理責任の明確化等が求められていることから、コンプライアンス教育、公的研究費執行及び管理等の管理監督を行うコンプライアンス推進責任者並びに研究活動に関わるものを対象に、定期的に研究倫理教育を実施し、不正を抑止する適正な環境の整備をしている。また、2016（平成28）年度には、教員・助手に対して受講を義務化したコンプライアンス研修会を開催するとともに、受講後に日本学術振興会の研究倫理eラーニングコースを受講させ、研究倫理に関する研修を行った。2017（平成29）年度からは、毎年、新採用の教員・助手に対して、コンプライアンス研修会の受講と日本学術振興会の研究倫理eラーニングコースの受講を義務化している。研究倫理に関する研修は、倫理委員会委員長による研究倫理研修会が毎年1回開催され、教員の参加が義務付けられている。

併せて、公的研究費の不正使用防止に関して文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」に定めるコンプライアンス教育を学部長が毎年度、実施している。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等自己評価チェックリストは文部科学省に提出し、公的研究費の管理・監査の管理体制に関して点検し、適切に対応している。

学生に対する研究倫理は、初年次教育でのレポートの書き方や実験・実習や卒業研究において、科目担当教員や指導教員が指導を行っている。

本学では、研究倫理審査機関として、倫理委員会と動物実験委員会を設置している。

倫理委員会では、外部委員として医学医療系倫理審査の経験豊富な医師と、2015（平成27）年度からは法律分野の専門家を加えて審査を行っている。研究責任者から提出された「倫理審査申請書」及び「研究計画書」について、「つくば国際大学倫理委員会規則」（資料8-20）に則り、公正かつ中立的な立場から、倫理審査を行っている。

審査の観点として、「つくば国際大学倫理委員会規則」（資料8-20）第9条（審査の内容）に、①科学的合理性、②インフォームド・コンセント、③人権擁護、④個人情報保護、⑤安全性、⑥利益相反行為を明記している。2022（令和4）年度には、倫理委員会を2回、さらに倫理委員会のもとに設置した迅速倫理委員会を5回開催し、合計15件の研究課題を審査し、15件が委員会からの指摘に基づく修正を経て承認された。

動物実験委員会は、実験動物を用いた研究計画についての倫理審査が「つくば国際大学動物実験規程」（資料8-17）に基づき行われている。また、動物実験規程、動物実験の実施体制、動物実験（経過・終了・中止）結果報告書、動物実験の実施状況、動物実験実施者に対する教育訓練等を取り扱っている。2022（令和4）年度は動物実験委員会を1回開催

している。大学ホームページでも動物実験に関する情報の更新を行っている（資料8-21【ウェブ】）。2017（平成29）年11月24日には、本学の動物実験に関する適正化と透明化等を目的とし外部検証（公益社団法人日本実験動物学会）を受けている（資料2-11）。

**8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

基準8の充足状況として学習や教育研究に必要な校地・校舎及び施設・設備を整備しており、同基準を充足している。

具体的には、両キャンパスでは教育環境の向上について定期的に検討の上、必要な整備を順次行っている。また、医療保健学部懇談会（資料2-9）において、キャンパスの整備等の点検・評価を行い、必要な改善事項を学長に具申している。

点検・評価結果に基づく改善・向上については、キャンパス環境整備に関わる決定事項の執行及び施設・設備の維持管理は各キャンパス事務局の総務課が担当している。

図書館においては、学生及び教職員の利用状況等から利便性の向上策を定期的に検討し、両キャンパス共通の改善事項がある場合には図書館委員会および図書選定委員会において審議・決定している。

学習や教育研究に必要な校地・校舎及び施設・設備を整備している。また、教育研究に必要な学術情報を提供する図書館等も整っている。研究倫理を遵守するための様々な体制も整えている。これらのことから、同基準を充足している。

8.2. 長所・特色

つくば国際大学キャンパスでは、2021（令和3）年度に学生教育を目的に、MRI検査棟が竣工し、診療放射線学科と臨床検査学科の画像検査学授業で使用が開始された。医療系の大学で学生教育のためにMRI装置のような高度の医療設備を有する施設は少なく、本学ならではの取り組みであり、大きな特色である。

また、新型コロナウイルス感染症による学生に入構規制に伴うオンライン授業に対応するため、ハード面ではWi-Fi環境の整備・拡充により、学生が快適に利用している。

8.3. 問題点

研究成果については、規程を策定するなどして研究環境等を整備してきたが、業績としての成果は十分とは言えない状況である。今後、学術雑誌や学会機関誌など、よりレベルの高い雑誌への発表件数を上げていく必要がある。特に国際学術論文による研究成果の公表

は、一部の教員しか行っていない。

研究業績について、教員・助手の研究活動を維持・発展させるために、今後も学内共同研究と医療保健学研究への学術論文の投稿の奨励が必須である。

よりレベルの高い研究発表件数を上げていくためにも、2012（平成 23）年 3 月発行の第 3 号から「医療保健学研究」で英文論文の掲載が可能となったことから、その発表機会が増えるよう研究紀要委員会を通じて促していく。研究グループの整備については、恒常的な研究グループの形成により、教員・助手の研究活動の展開と安定化を図っていく。

8.4. 全体のまとめ

本学の教育研究等環境の整備については、中期計画の中で、基本的な教育研究環境の整備と新型コロナウイルス感染症などに対しても時代の状況に即した環境整備を行っているところである。また、教育研究等の環境整備は本学の教育理念を反映したものとして立案・計画されている。教育環境においては、ラーニング室を多数設置など、社会環境・教育環境の変化に対応して拡充してきた。また、研究環境においては、研究倫理教育や研究倫理について適切に対応している。

以上のように、本学の理念を踏まえた施設・設備等の環境を整えていると判断できる。今後は定期的にその内容を点検・評価をして、時代に即した改善を行っていく必要がある。全体のまとめとして、本学の教育研究等環境の整備については、本学開学の理念とし、特色ある環境が実現されていると判断できる。

第9章 社会連携・社会貢献

9.1. 現状説明

9.1.1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

社会連携・社会貢献に関しては、本学が積極的に社会との連携・協力を図っていく上での基本的な考えを、学則（資料1-2）および大学が所在する土浦市との協定書（資料9-1）において示し、その到達目標として以下の3点を挙げている。

- ① 公開講座等を開設し、大学のもつ知的資源を地域社会に公開、還元する。
- ② 地域社会の諸組織の委員として参加し、大学のもつ知的資源を提供する。
- ③ 学生の地域社会への参加による社会貢献を推進する。

学則では、第9節地域交流の第52条に公開講座、第53条に大学開放について規程が定められている（資料1-2）。2011（平成23）年2月に土浦市と締結した連携・協力に関する協定書（資料9-1）では「保健・医療・福祉や情報技術、まちづくり等のさまざまな分野において、相互の緊密な連携と協力により、人的・知的資源の交流のもと、個性豊かな地域社会の形成、発展に寄与することを目的とする」という趣旨のもとで社会連携・社会貢献の活動を展開することとした。また、2020（令和元）年11月には、土浦警察署との間に「災害時における施設使用に関する協定書」（資料9-2）を結ぶなど、地域社会との連携・協力を推し進めている。

国際交流については「つくば国際大学国際交流に関する内規」（資料1-16）を定めている。海外で開催される国際学会等での演題発表や在外研究、地域貢献活動等の海外研修への参加を助成し、教職員の国際交流活動を支援・推進している。

9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

本学では、「つくば国際大学公開講座規程」(資料 9-3)に基づき公開講座委員会を設置し、大学全体として教育研究成果の社会還元に取り組んでいる。本学が関わる公開講座には、本学主催の公開講座、土浦市生涯学習館との共催の公開講座、茨城県高大連携事業としての高校生向け公開講座があり、これらの講座では主に医療・福祉分野の講座を開講し、その講師を本学教員が務めている。2021(令和3)年度に引き続き2022(令和4年度)年度も新型コロナウイルス感染症予防の観点から公開講座の開講を見送った。国際交流については「つくば国際大学国際交流に関する内規」(資料 1-16)に基づき、教職員の海外研修(主に国際学会等での演題発表)に対して渡航費を一部助成している。2019(令和元)年度までに教員計28名に対して渡航費の助成を行った。2020(令和2)年度及び2021(令和3)年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い教員の海外研修は休止していたが、2022(令和4)年度から再開し、1名の教員に対して渡航費の助成を行った。

個々の教員の活動については、その専門性に基づいて主に医療・福祉分野において講演会・研修会への講師派遣、学会・研究会等の役員および委員、マスコミへの貢献、その他の教育・研究成果の社会への還元、国・地方自治体が運営する事業等における委員等など、多数の社会貢献および教育研究成果の社会還元が行われている。また、地方自治体への協力、地域活性化協力・文化活動協力、地域活動連携・ボランティア活動、募金・寄付活動などを通じた社会に貢献をしている(資料 6-12)。教員の国際的学術活動については、理学療法学科の教員が Section Editor として、保健栄養学科の教員が Associate Editor および Guest Editor (2件)として、それぞれ国際学術誌の編集に携わった(資料 6-12)。

9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献については、全学および医療保健学部の自己点検・自己評価委員会(学部)が毎年、教員個々の活動の実施件数を項目別に集計し、点検・評価している(資料 6-12)。これらを踏まえた改善・向上への取り組みは、各教員が行っている。

9.2. 長所・特色

本学は医療系6学科を有する医療系単科大学で、所属する多くの教員は、医療系専門職(理学療法士、看護師、保健師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士など)の国家資格をもち、医療現場での職務経験がある。教員は多様化する医療系分野において各専門職としての専門性を生かし、3つの公開講座を通して市民や高校生対象に医療・福祉分野を主テーマとした講演を行うことで、大学のもつ知的資源を地域社会に公開・還元している。また、教員の専門性は土浦市との協定(資料 9-1)を背景として土浦警察署

との間に結んだ「災害時における施設使用に関する協定書」(資料 9-2) などにも生かされている。

教員個々の活動についても、その専門性を生かした講演会・研修会への講師派遣、マスコミへの貢献、学術団体および職能団体の役員や高等学校・医療施設での活動等、国・地方自治体が運営する事業等における委員等を通して、大学のもつ知的資源の提供による多くの社会貢献がなされている(資料 6-12)。

これら社会連携・社会貢献に関する取り組みは、小中高生を含む地域住民、学術団体、職能団体等に大学が保有する医療系学問分野の知的資源を提供し、地域特性に即した保健・医療を実現し、推進することが期待できる。

9.3. 問題点

2021(令和3)年度は、新型コロナウイルス感染症蔓延のため、土浦市生涯学習館との共催および茨城県高大連携事業として実施している公開講座を中止している。新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら活動を再開する必要がある。

9.4. 全体のまとめ

本学における社会連携・社会貢献は、学則(資料 1-2) および土浦市との協定(資料 9-1) を基に到達目標を設定し、推進している。大学の取り組みとしては、公開講座の主催、共催および講師派遣を主に行っている。教員個々の活動については「教育・研究成果の社会への還元」「国・地方自治体への協力」「教職員・学生の地域住民との連携」について細項目を設定し、その件数を自己点検・自己評価委員会(学部)が年度ごとに集計・点検している(資料 6-12)。特色として、学部・学科構成を背景とした教員の専門性を生かし、特に医療・福祉分野で多くの社会連携・社会貢献が行われている。今後は、大学および教員の社会連携・社会貢献に関する取り組みについて組織的に点検・評価し、その改善と向上を図る体制およびプロセスの整備を検討していく。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

10(1).1. 現状説明

10(1).1.1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学では、大学の理念・目的を実現し、大学の機能を十分に発揮させ、教育研究活動を支援するため、各学科で検討し学部長に提出された「教育力の強化」、「学生支援力の強化」、「学生募集力の強化」、「研究力の強化」に係る計画を基に、2022（令和4）年度からの中期事業計画を立案した。また、同時に教育機器備品の充実を図るため、各学科からの設備備品の購入計画に基づき計画的に基本金組み入れを行っている。教育機器備品購入計画については、理事会において詳細に説明され承認されている。基本金組み入れ後の事業計画については大学ホームページ上で公表している（資料 10-1【ウェブ】）。今後は毎年末までに学科毎に中期計画の進捗状況を検証するとともに、教育機器備品計画の更新を継続して行うこととしている（資料 1-14）。

10(1).1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

大学及び学校法人に関する運営体制については、円滑に教育活動を行うために、私立学校法、学校教育法、大学設置基準、学校法人会計基準等に基づき「学校法人霞ヶ浦学園寄附行為」（資料 1-1）、「つくば国際大学学則」（資料 1-2）をはじめとする諸規程を整備し、規程に基づき適切に運営している。

学長の選任手続きに関しては「つくば国際大学学長選任規程」（資料 10-2）に基づいて実施されている。そこに示されている選任及び学長候補者の資格は次のとおりである。

（学長の選任）

第 2 条 学長は、学校法人霞ヶ浦学園理事会（以下「理事会」という）が選考し、理事長が任命する。

（学長候補者の資格）

第 5 条 学長候補者は、本学の内外を問わず、学校法人霞ヶ浦学園の建学の精神に十分な理解をもち、人格高潔、学識に富み、かつ、教育行政に関して識見を有するものでなければならない。

学長の権限と責任は、「学校法人霞ヶ浦学園組織規程」第 5 条（資料 10-3）において、「学長は、大学を代表し、校務全般を掌理し、大学職員を統督する。」と定められており、つくば国際大学の教学に関する最終的な判断責任を負っている。

副学長、学部長、学科長、教学部長、図書館長の職制についても同規程に定めており、その選任方法は「つくば国際大学副学長等選任規程」（資料 10-4）に則っている。

学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備、教授会の役割の明確化については 2015（平成 27）年の学校教育法等の改正に伴い、諸規程等を一部改正し、学長が決定を行うにあたり意見を述べる事項を明確に規定し、「つくば国際大学教授会規程」（資料 6-3）に定めている。

本学教授会が、学長の諮問に基づき審議すべき事項は、本学学則第 9 条において①学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、②学位の授与に関する事項、③教育課程の編成及び履修に関する事項等と定められている。いずれの事項においても、審議の結論はすべて学長の決定を得て発効することとなる。

教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化については、「学校法人霞ヶ浦学園組織規程」（資料 10-3）により、法人の管理機構教育研究の組織、教育研究の管理組織、事務組織をそれぞれ定めている。学校法人の決定機関である理事会に関しては、「学校法人霞ヶ浦学園理事会業務委任規程」（資料 10-5）を制定し、同規程に則り運営している。

学生からの意見については、学生の団体として「課外活動連絡会」、「霞祭実行委員会」「卒業に関する実行委員会」があり、各団体からの意見を教授会選出の「学生委員会」の担当教員が取りまとめ、学生委員会で審議し、必要に応じて教授会に報告し、回答を学生側に戻している。教職員からの意見については、各種委員会において教員と職員が連携して運営しており、委員会で協議している。

危機管理対策としては、火災、震災、その他の災害による人的、物的被害を軽減するため「つくば国際大学防災管理規程」（資料 8-4）を定め、適正な運営を図っている。事務局の

男子職員は全員「防火管理者」の資格を有し、キャンパスごとの自衛消防隊を職員中心に組織し、防災に関わる意識を備える体制を整えている。また今後の災害に備えてキャンパスごとに備蓄品を準備している。

10(1).1.3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学の予算編成は、経年実績と各学科から提出される教育備品購入計画を加味し、学園本部内で精査し、理事会に諮り成立する。予算執行状況については理事会（年4回開催）で説明されている。予算を執行する際は、稟議書を起案し理事長承認を経て実行されている。なお、教育研究や管理運営上の効果が期待できる偶発的事案や緊急を要する突発的事案については、その都度学長の決済を経て理事長の承認を得ることにより、教育研究の停滞を生じることのないよう効果的、機動的に対応している。

内部統制としては、非常勤監事をはじめ公認会計士、監査法人による執行状況の検証を年複数回実施しており、同時に予算執行の効果の妥当性や金額の適正についても説明している。

10(1).1.4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

大学運営に関する業務、教育環境活動支援業務のため、学校法人霞ヶ浦学園事務組織規程（資料 10-6）に基づき5課（教務課、学生課、情報図書課、就職指導課、総務課）を設置し、ほかに企画広報室、第2キャンパス事務室を置いている。各課室は大学事務局長の指揮監督下、連携を取りながら円滑な運営を図っている。

職員の採用及び昇格に関する事項は、「つくば国際大学職員の人事に関する規程」（資料 6-5）、「学校法人霞ヶ浦学園つくば国際大学就業規則」（資料 10-7）に則り公正に執り行われ

ている。

なお、2021（令和3）年度から併設短期大学が大学の敷地内に移転したことから、事務業務の高度化への対応と効率化を図るため、業務を総合的に見直しするとともに、短大職員の人員配置を含め、事務組織の再編を行う計画があり、一部を実施した。具体的には大学事務室内に短期大学事務室を置き、短期大学職員の一部を大学職員に配置換えし、教務部門、就職部門、図書館部門を大学と統一化した。残る総務部門、学生部門、企画広報部門についても順次大学と統合していき、最終的には大学ならびに短期大学の事務部門を一つの事務局とする予定である。

教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係については、教学に関する会議、各種委員会等に事務職員が構成員として出席し、教員とともに連携してその運営にあたり、教職員が一体となって大学の重要な役割を担っている。

10（1）. 1. 5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学では、事務局職員の資質の向上と自己啓発を支援するために「つくば国際大学SD委員会規程」（資料10-8）を定め実施している。これまでは、職員が講習会等で受講した内容について、職員対象に研修会を開催し、全職員が同様の知識を得られるように取り組んでいたが、2021（令和3）年度は初めて教職員が全員参加し、ハラスメント研修会、FD報告会を受講して資質向上を図った。2022（令和4）年度は「ガバナンス改革と大学職員の役割」について、大学職員、短期大学職員全員と学園本部職員の一部が参加し、大学事務局の課長3名による研修会を開催した（資料10-9）。今後もテーマによっては教職員全員参加型の研修会を実施し、教職員の意欲及び資質の向上を図っていく。

**10（1）. 1. 6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な評価・点検

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

中期計画に策定した項目については、年数回開催される理事会において進捗状況等を報告し、評価・見直しを実施している。学内においては、各学科による点検評価を実施し、自己点検・評価委員会（学部）へ報告し、改善・向上を行う機会を設けている。具体的には、毎

年開催される自己点検・評価委員会（全学）で、学部長、各学科長から、特に教学的な側面について PDCA サイクルに基づく報告があり、それを検証することによって、学長のリーダーシップの下、改善・向上を進めている。

監査プロセスの適切性については、「学校法人霞ヶ浦学園寄附行為」第 16 条（資料 1-1）に基づき、監事 2 名（非常勤）が学園の業務の執行及び財産の状況について、適切に監査を実施し、必要に応じて意見を述べるとともに、監査結果を盛り込んだ監査報告書（資料 10-1【ウェブ】、10-10、10-11、10-12、10-13、10-14、10-15、10-16）を作成して理事会及び評議員会に提出している。会計監査は監査法人により毎年複数回実施している。適切な会計処理を行うため監査法人と理事長、監事との意見交換は年間を通じて行われている。公的研究費については、科学研究費補助金の使用について学園本部職員による内部監査を年 1 回実施している。

10（1）. 2. 長所・特色

本学では、学長が大学運営について決定を行うにあたり、意見を述べる組織として位置付けている教授会を毎月 1 回開催している。その上で、学長の意思決定事項を教員のみならず職員にも迅速に周知するため、事務局管理職全員が出席し情報共有を図っている。

SD については令和 3 年度に初めて教職員全員参加型の研修会を実施し、共通認識を図ることができた。今後も同様な取り組みを積極的に計画し、教職員の意識改革の一助としたい。

10（1）. 3. 問題点

特にない。

10（1）. 4. 全体のまとめ

大学では適切に大学運営を行うため、学長をはじめとする所要に職を置き、学長、役職者の選任方法、権限等を規程に明確に定めている。また、教授会等を置き、その役割等も規程により明確にしている。

教学運営その他大学運営における教員と職員の連携については、各種委員会に事務局職員が参画し連携しながら運営している。

監査体制についても、関係法令等に基づき適切に実施することにより、監査の有効性を担保している。

以上のとおり大学運営については概ね適正であると言える。

第2節 財務

10(2).2. 現状説明

10(2).2.1. 教育研究活動を安定して遂行するために、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

<私立大学>

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学の経営母体である学校法人霞ヶ浦学園は、本学の他に短期大学、高等学校2校、小学校、幼稚園、保育園5園を設置している。学園は安定した財政基盤に基づく健全な運営を目指しており、学園各施設における耐震改修工事や新規プロジェクトに係る施設・設備等の大規模事業計画に必要な費用を自己資金で賄うためにその財源確保を目的とした第2号基本金を設けている。施設・設備の取得年度に急激な財政悪化を招くことのないように、基本金への組み入れを毎年行うことで、高額な設備投資資金を留保し、中長期的に安定した財政基盤を確立しており、大学においては建物の整備、教育研究用機器備品の更新等を目的とした特定資産を確保している。財務計画・目標について具体的な策定はないものの、財務内容は堅調に推移しており、前年度の財務内容より少しでも改善していくことを念頭に運営している（日本私立学校振興・共済事業団「令和4年度版今日の私学財政」（資料10-11）、学校法人霞ヶ浦学園「事業報告書」各抜粋（資料10-17））。

本学では2022（令和4）年度からの中期事業計画を立案（2022（令和4）年3月26日理事会で承認）し、今後の教育環境の整備・充実を図るため、計画的に基本金の積み立てを行うこととした。教育機器備品購入計画については毎年更新しており、大学内で決済後、学園本部へ改めて提案している。

日本私立学校振興・共済事業団が公表する「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」では、経営収支差額が3か年のうち2か年以上赤字である場合、その学校法人の経営状態は、「正常状態」から「イエローゾーンの予備的段階」に区分されることとなる。

本学の経常収支差額は、過去5年間収入超過を維持しており、「正常状態」に区分されている。教育活動収支差額についても、過去5年間収入超過で推移しており、教育環境の整備・充実に向けて今後も安定した財政基盤を維持していく。

10(2).2.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学の財務状況は、学生生徒等納付金収入が順調に推移しており、借入金もなく、キャンパス整備についてはすべて自己資金で賄われている。現在は、2023年（令和5年）4月開館予定で敷地内に大学図書館棟を建築中である。その他では、学内の照明のLED化を段階的に進めている。

また事業活動収支計算書関係比率と貸借対照表関係比率については、引き続き注視していくとともに、財務の計画を立てる際の数値目標として利用することも検討している。

現在は学生生徒等納付金収入が安定して推移しているが、学科によっては入学者数が伸び悩んでいるところもあり、募集戦略の更なる充実が必要である。同時に支出の削減も必要であるが、学生への教育環境の整備、維持が鈍化しないよう計画的に整備していくことが必要である。なお、教育研究比率がやや低めに推移しているのは、固定資産として教育研究備品を購入しているためである。

外部資金については、文部科学省の科学研究費補助金を主に獲得しているが、採択状況は依然低水準であり、今後の課題となっている。

10(2).2.2. 長所・特色

安定した財務基盤のもと、各種数値も良好であり、この状態を今後も継続して維持していく。

10(2).2.4. 問題点

外部資金の獲得状況が依然低水準であり、改善の必要がある。（基礎データ 表8）

10(2).2.5. 全体のまとめ

中期事業計画を基に基本金の積み立てを行い、教育研究活動に支障のないよう財務基盤を整えている。財政状況は安定しており必要な財政基盤を確保している。財務関係諸比率についても概ね良好である。（基礎データ 表9～表13）今後も中期事業計画と連動した予算編成の実施と事業の促進支援を図る。

終 章

1. 理念・目的、教育目標の大学全体の達成状況

つくば国際大学では、学則により大学の目的と理念を定めている。また、大学の目的に整合した各学科の目的・教育目標を定めている。さらに、大学の目的および学部の教育目標に基づいた学位授与方針と教育課程の編成・実施方針を定め、必要に応じて改善している。

その理念・目的、教育目標の達成状況をみる指標として、国家試験合格率、就職率、学生の授業評価アンケートの結果がある。2022（令和4）年度について、国家試験合格率は多くの学科で昨年度実績よりも上回る結果となり、各学科における国家試験に対する取り組みの成果があらわれている。国家試験合格者のほぼ100%が保健・医療の分野で就職している。その多くは茨城県内に就職しており、教育効果を地域社会に還元している。これからも本学の理念・目的、教育目標を達成するための取り組みをさらに強化する必要がある。

2. 優先的に取り組むべき課題

医療保健学部の保健栄養学科では、入学者数比率の適正化を図るため、2014（平成26）年度より定員を40名に削減し、入学者数比率が1.05に改善したものの、その後また低下し、2020（令和2）年度からは少しずつではあるが回復基調にある。

また、理学療法学科の2022（令和4）年度入学者比率は1.13であった。看護学科の2022（令和4）年度入学者比率は1.04と上昇した。2013（平成25）年度には診療放射線学科が新設され、2022（令和4）年度の入学者数102名、入学者比率は1.28と高い値を保っている。2014（平成26）年度に新設された臨床検査学科では、入学者数に波があるが、2022（令和4）年度の入学者数は55名と低下したが、これを含めた過去3年間の平均は1.03であった。2016（平成28）年度に新設された医療技術学科の入学者数はほぼ一定で2022（令和4）年度の入学者数は36名、入学者比率は0.9であった。

入学者数比率の改善のための取り組みとして以下のようなことを実施しており、少しずつではあるが効果が認められてきている。

- 1) きめ細かな入学前学習、初年次教育
- 2) FDの推進による教員の意識改革と授業の向上
- 3) 学科の特色を活かしたチーム医療教育における学科間連携授業の導入
- 4) 在校生参加の体験型オープンキャンパスの開催
- 5) 個別指導による国家試験合格率の向上
- 6) 広報担当職員と教員の連携による茨城県内および周辺県の高等学校訪問
- 7) 茨城県外受験者確保のための東京会場の開設
- 8) 入学試験受験申し込みを簡素化するためのWeb利用

3. 今後の展望

大学全入化が進む中で、本学の発展のためには本学独自の魅力ある大学づくりに取り組む必要がある。そのための方策をいくつか挙げる。

- 大学全入化に伴って、入学生の学力格差は一層大きなものになってくる。特に基礎学力の低い学生への対応として、入学前の課題提供ときめ細かなフォローアップが不可欠となる。入学前からの事前教育を効率的に行うには保護者はもとより高等学校との連携が欠かせない。生徒個々に対応するように複数の事前教育プログラムを設定し、広報活動を通して周知していく。
- 個々の学生に対応できるゼミを開設する。
- 初年次の基礎科目教育を円滑に実施するため、正規の授業時間以外の補習教育によって初期からの学習のつまずきに対処していく必要がある。そのための学習支援体制の整備が必要である。
- 教育内容の充実を図るとともに個々の教員の積極性を高めるための FD 活動を促進する。
- 医療保健学部は保健・医療の専門職を養成する複数の学科をもつことから、本学の特色を活かした「チーム医療教育」を展開する必要がある。そのためには現状分析、単年度の短期目標の設定、目標達成のためのカリキュラムの作成、その効果の検証などの一連のプロセスを作成し、振り返りと共に実行していく。
- 経済的支援についての具体的な対応策を整備する。

つくば国際大学自己点検・自己評価

2022(令和4)年度

2024(令和6)年3月

編集 つくば国際大学 自己点検・自己評価委員会
発行 つくば国際大学
〒300-0051 茨城県土浦市真鍋 6-20-1
TEL 029-826-6000
FAX 029-826-6937
